

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 令和5年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和5年度教育行政執行方針
- 日程第 4 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 5 議案第 2 号 遠軽町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 遠軽町地域公共交通会議設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 8 議案第 5 号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備について
- 日程第 9 議案第 6 号 遠軽町手数料条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 7 号 遠軽町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 8 号 遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 9 号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 10 号 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 11 号 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 12 号 令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 16 議案第 13 号 令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 17 議案第 14 号 令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 18 議案第 15 号 令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 19 議案第 16 号 令和4年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 20 議案第 17 号 令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 21 議案第 18 号 令和5年度遠軽町一般会計予算
- 日程第 22 議案第 19 号 令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 23 議案第 20 号 令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 24 議案第 21 号 令和5年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第 25 議案第 22 号 令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算

- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 5 年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 5 年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第 2 8 一般質問
- 日程第 2 9 議案第 2 号 遠軽町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について  
 (付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 0 議案第 3 号 遠軽町地域公共交通会議設置条例の制定について  
 (付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 1 議案第 1 8 号 令和 5 年度遠軽町一般会計予算  
 (付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 2 議案第 1 9 号 令和 5 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算  
 (付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 3 議案第 2 0 号 令和 5 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算  
 (付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 4 議案第 2 1 号 令和 5 年度遠軽町介護保険特別会計予算  
 (付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 5 議案第 2 2 号 令和 5 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算  
 (付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 6 議案第 2 3 号 令和 5 年度遠軽町水道事業会計予算  
 (付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 7 議案第 2 4 号 令和 5 年度遠軽町下水道事業会計予算  
 (付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 8 発委第 1 号 遠軽町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 3 9 意見案第 1 号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取  
 り組みの強化を求める意見書
- 日程第 4 0 議員派遣について

## 令和5年第2回

### 遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和5年3月9日（木）午前10時00分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名について                                  |
| 日程第 2  |         | 会期の決定について                                       |
| 日程第 3  |         | 令和5年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和5年度教育行政執行方針             |
| 日程第 4  | 議案第 1号  | 表彰について  |
| 日程第 5  | 議案第 2号  | 遠軽町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について                      |
| 日程第 6  | 議案第 3号  | 遠軽町地域公共交通会議設置条例の制定について                          |
| 日程第 7  | 議案第 4号  | 遠軽町地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について            |
| 日程第 8  | 議案第 5号  | 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備について                    |
| 日程第 9  | 議案第 6号  | 遠軽町手数料条例の一部改正について                               |
| 日程第 10 | 議案第 7号  | 遠軽町国民健康保険条例の一部改正について                            |
| 日程第 11 | 議案第 8号  | 遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正について                         |
| 日程第 12 | 議案第 9号  | 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 10号 | 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について         |
| 日程第 14 | 議案第 11号 | 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について      |
| 日程第 15 | 議案第 12号 | 令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）                          |
| 日程第 16 | 議案第 13号 | 令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                     |
| 日程第 17 | 議案第 14号 | 令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）                       |
| 日程第 18 | 議案第 15号 | 令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第                      |

1号)

- 日程第19 議案第16号 令和4年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)  
日程第20 議案第17号 令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第3号)  
日程第21 議案第18号 令和5年度遠軽町一般会計予算  
日程第22 議案第19号 令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計予算  
日程第23 議案第20号 令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第24 議案第21号 令和5年度遠軽町介護保険特別会計予算  
日程第25 議案第22号 令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算  
日程第26 議案第23号 令和5年度遠軽町水道事業会計予算  
日程第27 議案第24号 令和5年度遠軽町下水道事業会計予算
- 

◎出席議員(16名)

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君
	3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
	5番	渡部 正騎 君	6番	戸松 恵子 君
	7番	山本 悟 君	8番	佐藤 昇 君
	9番	佐藤 登 君	10番	山谷 敬二 君
	11番	前島 英樹 君	12番	佐藤 和徳 君
	13番	渡辺 清夏 君	14番	今村 則康 君

---

◎欠席議員(0名)

---

◎列席者

町長	佐々木 修一 君	教育長	河原 英男 君
代表監査委員	村瀬 光明 君		

---

◎説明員

副町長	舟木 淳次 君	総務部長	鈴木 浩 君
民生部長	堀嶋 英俊 君	経済部長	澤口 浩幸 君
経済部技監	内野 清一 君	総務課長	堂前 政好 君
情報管財課長	吉岡 秀利 君	企画課長	中原 誉 君
財政課長	今井 昌幸 君	税務課長	二瓶 雄介 君
ジオパーク推進課長	松村 愉文 君	保健福祉課長	岩井 誠志 君
住民生活課長	古賀 信次 君	子育て支援課長	太田 貴幸 君
農政林務課長	広瀬 淳次 君	商工観光課長	長原 裕一 君

建設課長	井上隆広君	建設課参事	米谷克美君
水道課長	大川寿雄君	生田原総合支所長	今泉郁夫君
生田原総合支所参事	大泉勝義君	丸瀬布総合支所長	加藤政勝君
丸瀬布総合支所参事	倉内健一君	白滝総合支所長	村上裕和君
白滝総合支所参事	小野寺悟君	会計管理者	奥山隆男君
教育部長	佐藤祐治君	総務課長	西聡君
社会教育課長	水野徹君	図書館長	阿部文明君
監査委員会事務局長	成中克也君	選挙管理委員会事務局長	堂前政好君
農業委員会事務局長	広瀬淳次君		

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局参事	成中克也君
事務局係長	田中郁美君		

---

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和5年第2回遠軽町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和4年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第28までとなっております。

以上で報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、8番佐藤議員、山谷議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和5年第2回遠軽町議会定例会の会期につきましては、3月6日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月17日までの9日間と決定いたしました。

なお、3月11日、12日の2日間は、休日のため休会とし、3月13日から16日までの4日間は、予算審査のため休会といたします。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、3月15日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月17日までの9日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月17日までの9日間とすることに決定しました。

---

### ◎日程第3 令和5年度施政執行方針及び提出案件要旨並び に令和5年度教育行政執行方針

○議長（杉本信一君） 日程第3 令和5年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和5年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和5年第2回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和4年第9回遠軽町議会定例会以降における行政について、御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する影響についてです。国内での感染者が確認されてから3年が経過し、本年5月8日からは新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同等の5類に変更されるほか、マスクの着用ルールが大幅に緩和されるなど、社会経済活動の正常化に向けてコロナ政策は大きく転換しようとしています。

町内におきましては、道が発表する発生届出対象者の新規感染者数を見ますと、全国同様に減少傾向にあります。今後とも感染が継続していくことが見込まれますことから、町民の皆様におかれましては、国や道の正確な情報に基づき、基本的な感染対策に引き続き取り組まれますようお願い申し上げます。

町としましては、長期化した新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰による影響も踏まえながら、感染症対策や地域経済の回復に引き続き取り組んでまいります。

次に、白滝ジオパークの日本ジオパーク最認定審査の結果についてであります。12月16日に国内のジオパーク認定機関である日本ジオパーク委員会において審査が行われ、再認定が決定しました。

ジオパークは、4年に一度の再認定審査が必要であります。白滝ジオパークは、2年前の審査で協議会体制や運営についての課題が指摘され、条件付き再認定となったため、このたび再認定審査となったものです。

審査では、地域住民や民間活動団体を事務局構成員に加えたことで、事業計画の推進やジオサイトの整備・保全を進めることができたこと、またエリア内の農家や事業者と共にジオツアーやイベントを実施し、ジオパークの取組への連携が広がっていることなどが評価されたところであります。

今後、北海道白滝遺跡群出土品の国宝指定や、遠軽町芸術文化交流プラザで7月に開催する国際黒曜石会議をさらなる契機とし、白滝ジオパークの魅力を発信しながら、持続可能な地域づくりに活かしていきたいと考えております。

次に、2月26日に本町及び湧別町で開催されました湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会についてであります。全国各地から675人の参加があり、選手の皆さんが白銀の大雪原を走り抜けました。

降雪不足や新型コロナウイルス感染症の影響により4年ぶりの開催となった本大会ですが、地権者の皆様をはじめ、多くの関係団体の皆様や住民ボランティアの御協力により無事に終了することができました。

次に、令和5年度予算をはじめ、関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方並びに施策の主なものについて申し上げます。

現在我が国は、人口の減少と少子高齢化が進行し、力強い持続的な経済成長をなかなか実現できない状況の中で、国におきましては過去、幾多の政策が実施されておりますが、残念ながら地方は現在もなお厳しい状況が続いております。

また、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響が長期化している中、ウクライナ情勢等による世界的な物流の混乱などにより、原油や原材料、食料価格が高騰するなど、地域経済はいまだに回復が見通せない状況にあります。

さらには、合併市町村の優遇策である地方交付税の合併算定替が終了し、私が会長を務める北海道合併市町連携会議の要望活動により一部見直しはされたものの、地方交付税が減少していく中、遠軽町が歴史を刻み続け、未来を切り開いていくためには、しっかりとした財政基盤の構築が何をおいても重要であります。

このような状況の中、遠軽町のまちづくりは、これまでの常識にとらわれない新しい発想で、世の中の変化や町民の皆様のニーズに的確に対応していくと同時に、合併前の厳しい財政状況に戻らないためにも、より一層の事務の効率化や施設の統廃合などの行財政改革に確実に取り組んでいかなければなりません。

このことから、令和5年度におきましても、常に危機感を持ち、財政秩序を保ちながら、山積する課題への解決はもとより、地場産業の振興、医療、福祉、教育などの充実や移住・定住を促進し、人口減少を最小限に抑制するとともに、大型案件の事業にも引き続き取り組んでまいります。



このため、令和5年度予算は、引き続き遠軽地区都市再生整備計画事業や新庁舎整備に向けた基本設計・実施設計業務、また令和6年度の稼働を目指すマテリアルリサイクル施設整備などについて必要な予算を計上し、公共事業の早期発注等による地域経済の活性化にも努めてまいります。

特に、災害時の対策本部ともなる新庁舎の整備に当たっては、より充実した町民サービスの提供と効率的な行政運営を目指し、また、町民の皆様のお安全安心を守り、人と環境に優しい庁舎となるよう進めてまいります。

また、ポストコロナを見据えながら、第1次産業をはじめとした担い手や雇用を確保し、地域資源を生かした産業の充実、遠紋地域の中心地としての役割を果たすため、医療の確保と教育の充実など、将来にわたり住み続けたいと思うまちづくりを基本として予算編成を行ったところであります。

そして何より、第2次遠軽町総合計画の将来像である「森林と清流 つくる・つながるにぎわいのまち」を目指してまいりますので、町民並びに議員の皆様には、引き続き、御支援と御協力をお願い申し上げます。

次に、令和5年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目の「人と自然に思いやりのあるまちづくり」については、便利な社会生活は環境に負荷を与えることを忘れず、自然を大切にしたいまちづくりに取り組んでまいります。

森林については、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化防止、さらに木材の生産などの多面的機能を有していることから、大切な自然環境を守りつつ、木材利用を進め、持続可能な森林整備を行ってまいります。

河川整備については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える親水空間として有効に活用されていますが、太陽の丘えんがる公園内を流れる丸大川のひょうたん池に土砂が堆積してきたため、しゅんせつ工事を実施してまいります。

なお、道河川の整備については、生田原川において、国道242号竜上橋下流の河道整備が予定されています。

国の直轄河川の整備については、湧別川において、遠軽自動車学校側上流部から、いわね大橋までの堤防補強工事が予定されています。

町道整備については、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急度を考慮し、南町4丁目1号通、宮前1条通、安国源線の改良舗装工事を実施してまいります。

除雪対策については、冬期間の適正な管理及び作業の効率化を図るため、小型除雪車を購入し、除排雪の充実に取り組んでまいります。

また、交流人口の増加など地域経済の活性化に大きく期待される旭川・紋別自動車道及び遠軽北見道路の整備については、引き続き、関係機関に要請を行ってまいります。

道道の整備については、上武利丸瀬布線において、さけますふ化場付近の道路整備が予

定されています。

また、道道遠軽停車場線の無電柱化に係る調査設計及び道道遠軽雄武線道路拡幅に係る用地補償が予定されています。

公共交通については、少子高齢化が進む中、町民の暮らしに必要な移動手段を確保する交通ネットワークの構築が重要となっていることから、持続可能な地域公共交通の在り方について、引き続き専門家のアドバイスを交え調査・検討してまいります。

生田原地域においては、デマンド型乗合タクシーを引き続き運行し、利便性の向上に努めるとともに、民間バスについても事業者に対する運行補助を行い、生活に欠かせない公共交通の確保に努めてまいります。

また、本年は石北本線の維持・存続に向けた取組の総括的な検証を迎える節目の年となりますことから、道、管内期成会石北本線部会をはじめ、関係団体とも連携を図りながら、石北本線の維持・存続のため、粘り強くJR問題に対応してまいりますので、石北本線及び沿線各駅を守るため、皆様の積極的な御利用をお願いいたします。

なお、JR瀬戸瀬駅については、利用の少ない駅として廃止対象となっておりましたが、今後も通学利用の見込みがあるため、引き続き町で維持管理してまいります。

二つ目の「安全・安心で住みごこちの良い暮らしの場づくり」については、住まいや暮らしを取り巻く生活環境の充実により、心地よい暮らしの場としての役割をさらに向上させてまいります。

また、快適性や利便性を向上させる一方で、各種災害、犯罪などの様々な危険に対する備えを確立し、安全・安心な暮らしの場づくりを進めてまいります。

住宅環境の向上については「住生活基本計画」及び「町営住宅長寿命化計画」に基づき、生田原地域では北区団地公営住宅建設工事、北区団地公営住宅解体工事、伊吹高原団地定住促進住宅水洗化工事、遠軽地域では末広団地公営住宅長寿命化改修工事、丸瀬布地域ではやまなみ団地公営住宅建設工事、白滝地域では中央団地公営住宅長寿命化改修工事、あけぼの団地公営住宅解体工事など、これからも地域に合った適切な管理を行ってまいります。

上下水道の充実については、送水管・配水管の更新を行うとともに、生田原地区の安定給水を目的として浄水設備を整備し、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

また、生活環境の改善や雨水、浸水対策を図るため、下水道管渠整備事業を進めてまいります。

防災体制の充実については、今まで想定していない局所的な自然災害が、近年、全国各地で起きているとともに、新型コロナウイルスの感染防止など、新たな対応も求められています。

このため関係機関と連携した遠軽町災害対策本部図上訓練や隔年で実施している総合防災訓練を実施するとともに、防災対策に関する機能強化及び自助、共助など、町民意識の高揚を図り、災害対応に必要な物品等を計画的に購入しながら町民の安全確保に努めてま

います。

なお、土砂災害特別警戒区域である西町2丁目、山の手団地裏の急傾斜地については、北海道による崩壊防止対策工の整備が引き続き予定されています。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、環境に配慮したバイオマスポリエチレン配合のごみ袋の導入や、ごみの減量化、再利用・再資源化を進めるとともに、遠軽地区広域組合が主体となり、新たなリサイクル施設及び一般廃棄物最終処分場の整備を進めてまいります。

三つ目の「活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり」については、新型コロナウイルス感染症や不安定な国際情勢を背景に、原油価格や生産資材価格の高騰、また、農産物の需要の落ち込み、さらには慢性的な人手不足により、町内の産業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあります。

そのような中、国や道、関係団体と連携を図りながら、活気と創造性にあふれた未来につながる産業づくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である農業については、コロナ禍の厳しい状況において、国・道の支援策を積極的に活用しながら、経営の継続を支援し、担い手確保に取り組むとともに、農業・農村環境の維持を図ってまいります。

農業担い手対策については、農業担い手対策協議会のもと、毎年新規就農者が誕生し、着実に成果に結び付いており、今後においても、町の奨励金はもとより、国・道の制度を活用しながら、新規就農を推進していくほか、後継者の確保にも積極的に取り組んでまいります。

また、農業融資利子補給事業や農業資金貸付事業により、経営の継続、安定化に資するための助成を行い、農業者の経営改善に努めてまいります。

畜産関係では、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業を推進していくほか、新たに畜産担い手育成総合整備事業に取り組み、計画的な飼料確保に努めてまいります。

農業農村整備対策については、これまで行ってきた営農飲雑用水整備事業を継続し、新たに白滝支湧別地区の整備に取り組むとともに、農地中間管理事業や多面的機能交付金を活用し、農村地区における永続的な農業経営につなげてまいります。

鳥獣被害防止対策については、遠軽町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会の協力を得ながら、エゾシカ、ヒグマなどの駆除・捕獲を行うとともに、電気柵の積極的な活用など、生産者の積極的な自己防衛を喚起しながら、農林産物の被害防止に努めてまいります。

林業の振興については、森林整備の推進をはじめ、人材育成・担い手確保対策、木材利用の促進、普及啓発活動など、森林環境譲与税を効果的に活用しながら進めていくとともに、民有林振興対策事業などに対し助成を行い、関係団体と連携しながら、民有林及び町有林の適正な管理と整備を行ってまいります。

商工業の振興については、長期に及ぶコロナ禍や原油及び物価高により、厳しい経済状況が続く中、地域経済の持続及び活性化を図るため、中小企業者に対する融資制度のほ

か、店舗や工場の整備に対する支援制度等により、遠軽町全域の商工業の発展を目指してまいります。

観光と物産の振興については、各地域で開催される観光イベントへの支援や、道の駅「遠軽森のオホーツク」をはじめとする観光施設の充実を図るとともに、「国宝指定」となる北海道白滝遺跡群出土品などの地域の魅力と資源を生かした特産品開発支援や観光地づくりと地域ブランド化を推進してまいります。

四つ目の「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」については、町民誰もが最も住み慣れた場所で生涯を生き生きと健やかに暮らしたいと願っております。

そのためには、誰もが健康で生きがいを持ち、地域ぐるみで互いに支え合う、優しいまちづくりが必要であることから、地域ぐるみでのつながりや支援体制づくりなどを進めてまいります。

保健対策の充実については、健康診断や各種検診への参加を積極的に呼びかけ、病気の予防と早期治療を促すとともに、関係機関との連携を強化し、健康増進、保健予防の普及に取り組んでまいります。

地域医療の確保については、住み慣れた場所で安心して医療を受けられるよう、関係機関と連携を図り、産婦人科医師をはじめ医療機関や診療体制の確保に努めてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種については、国の方針等に基づき適切に取り組んでまいります。

子育て環境の充実については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、遠軽町子ども・子育て会議における様々な議論を踏まえ、次世代育成への取り組みを推進してまいります。

また、旧ふぁーらいとを活用し、大型遊具を配置した屋内の遊び場として整備を進めている「子ども広場」が11月に完成することから、開館に向けた準備を進めてまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持ちながら健康に暮らせる環境づくりを進めてまいります。

障がい者（児）福祉の充実については、関係団体と連携し、障害福祉サービスに取り組んでまいります。

五つ目の「文化を守り、未来につなげるふるさとづくり」については、将来を担う人材を育てることは長期的・継続的に取り組まなければならない重要な課題となっております。

地域特性を生かした個性あふれる学習など、地域ぐるみでふるさとを支える人づくりを進め、町民一人一人が、心身ともに豊かな生活を送り、生き生きと暮らすことができるよう、子どもから高齢者まで、生涯を通じて自らの意思や意欲に応じた様々な学習ができる環境を整えてまいります。

さらに、地域内外との交流促進や各種文化財など地域の遺産の保全・活用を通じて、ふ

るさへの誇りと愛着を醸成するとともに、移住・定住の環境を整備し、未来につながるふるさとづくりを進めてまいります。

子ども教育の充実については、将来を担う人材とその人材を育てる教育環境の確保に努めるとともに、地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの「生きる力」と「郷土を愛する心」を育み、安全・安心に学習できる環境づくりに努めてまいります。

また、これまで実施してきました、遠軽高等学校に対する学習面・部活動面での支援や環境の整備、遠軽高等学校通学者等助成事業により、遠軽高等学校の通学区域外からの生徒数が100人を超えるなど、遠軽高等学校の魅力化に対する成果が着実に出てきているところであります。

家庭教育の充実については、「家庭・学校・地域」の連携強化や情報発信などの家庭教育の支援のほか、保護者を対象とした学習機会の提供を通じた交流事業の拡充に努めてまいります。

社会教育の充実については、生きがいのある人生を創造し、豊かな人づくり・つながりづくり・地域づくりを目指した生涯学習を推進するため、各世代が学べる学習機会の充実と情報発信、指導者や各団体の支援に努めてまいります。

芸術・文化活動の振興については、昨年8月にオープンしました遠軽町芸術文化交流プラザを核として、芸術・文化活動を継承・拡大していくための事業展開を進めるとともに、各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めてまいります。

埋蔵文化財関係につきましては、昨年11月18日に国の文化審議会が「北海道白滝遺跡群出土品」を国宝に指定するよう答申したことを受け、国内最古となる新指定国宝に係る祝賀事業をはじめ、本年7月3日から6日までの日程で開催される「国際黒曜石会議（IOC）遠軽大会2023」の成功に向け、関係諸団体と連携し、さらなる文化の振興と観光による地域活性化の起爆剤となるよう町全体で取り組んでまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、いつでも気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりを進め、体育関係団体と連携し、各種スポーツ教室や大会の開催などの拡大を図ります。

また、えんがる球場やえんがる球技場などの体育施設及びえんがるロックバレースキー場の利用促進とスポーツ大会・合宿の受け入れを推進し、交流人口の拡大に努めてまいります。

六つ目の「町民と町が気軽に対話できるまちづくり」については、協働のまちづくりを進めるためには、町民と町が対話による相互理解が重要となっております。

このため、コミュニティ活動や自発的なまちづくり活動を促すとともに、様々な媒体や機会を通して、情報の共有や対話の機会をさらに充実させ、まちづくりに反映してまいります。

また、町が自主性・自立性を発揮し、安全・安心の地域社会づくりや地方創生の取り組みを進めていくためには、効率のよい行財政運営と財政基盤の確立が不可欠であり、安定

した財源の確保、とりわけ地方交付税の確保が重要であることから、今後とも安定した地方財源の確保を強く訴えていかなければならないと考えております。

行政改革については、令和3年度から5年間の第4次遠軽町行政改革大綱に基づき、PDCAサイクルにより各種事業を管理し、目標達成に向けて取り組み、行政サービスの維持向上を目指すとともに、事業の効率化や公共施設等総合管理計画による公共施設の統廃合等を重点的に取り組んでまいります。

また、国の防衛、災害派遣など重要な任務を持つ陸上自衛隊遠軽駐屯地については、本町においても医療、福祉、教育などのまちづくりに欠かすことのできない重要な役割を担っており、協働のまちづくりを推進するため、なくてはならない存在であります。

昨年、昨今の国際情勢と日本を取り巻く安全保障環境等を踏まえ、「国家安全保障戦略」をはじめとする防衛3文書の見直しがあり、おおむね2,000人の陸上自衛隊の常備自衛官定数を共同の部隊、海上自衛隊及び航空自衛隊にそれぞれ振り替える方針が示されました。

現在のところ、陸上自衛隊遠軽駐屯地の定員変更は伝えられておりませんが、北海道における陸上自衛隊の体制がどのように変わるか予測がつかない状況であることから、これまで以上に関係団体との連携を図り、あらゆる機会を通じて遠軽自衛隊の存置及び部隊増強に向け、積極的に取り組んでまいります。

コミュニティ活動については、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティ活動に対して積極的なサポートに努めてまいります。

以上、令和5年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げます。

次に、令和5年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、公債費の増により、前年度比2.4%増、投資的経費は、マテリアルリサイクル推進施設建設及び新庁舎整備事業等により、前年比4.1%増、その他経費は、補助費等の増により、前年比4.5%の増となり、総額で前年比3.7%増の175億1,900万円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計21億4,847万6,000円、後期高齢者医療特別会計3億7,558万3,000円、介護保険特別会計21億7,205万8,000円、個別排水処理事業特別会計6,477万6,000円の4会計で47億6,089万3,000円とし、企業会計については、水道事業会計14億2,580万5,000円、下水道事業会計15億9,520万4,000円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた令和5年度予算は、前年比3.3%増の253億90万2,000円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、令和5年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ収入見込額を計上したところです。

町税については、個人町民税では、昨年はコロナ政策も緩和しつつある中、景気を持ち

直しが期待されましたが、原油価格等の高騰といったことを考慮しますと、大きな伸びは期待できないことから、0.8%増の前年並みとしたところです。

また、固定資産税では、土地及び家屋の評価替えの年ではないため変動はほとんど生じず、償却資産の過去の動向を踏まえ、前年比3.2%の増としております。

これによりまして、町税総額は前年比2%増の21億2,126万5,000円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画を参考に本町の独自要因を勘案し計上したところです。

国庫支出金及び道支出金については、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、今年度計画しております投資的事業等の財源として、また、交付税の財源不足分に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、新庁舎整備に係る基本・実施設計業務委託、1年延期となったブラジル・バストス市との姉妹都市盟約50周年記念事業、子ども広場整備や遠軽町図書館改修等の遠軽地区都市再生整備計画事業、遠軽高等学校通学者等助成、地方創生テレワーク推進協議会補助、ふるさと納税促進事業、国際黒曜石会議に要する経費等を計上したところです。

交通対策では、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バス運行事業、紋別空港利用促進事業、地域公共交通確保対策事業に要する経費等を計上したところです。

自治振興では、地域生活安全灯(LED灯)改修工事、住民活動支援事業、地域集会施設管理事業、安全安心まちづくり事業に要する経費等を計上したところです。

民生費については、民生委員児童委員協議会や遺族会への補助、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの移転改修補助、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等の福祉施設の運営をはじめ、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に要する経費、高齢者、障がい者(児)の支援に要する経費、児童、乳幼児等への福祉施策、子ども・子育て支援事業に要する経費、認定こども園等施設整備事業補助金等を計上したところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊産婦健診事業、母子保健推進事業、予防接種事業、健康診査事業、地域医療対策として、湧別町及び佐呂間町との遠軽地区3町による遠軽厚生病院の不採算診療科に対する財政支援、遠軽厚生病院まるせっぷクリニック改修補助、医科診療所及び歯科診療所運営に要する経費を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費等を計上したところです。

農林水産業費の農業振興では、農作物栽培奨励事業、農業担い手対策事業、農業・畜産

関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、畜産担い手育成総合整備事業、畜産関係団体助成事業、公共牧場管理事業、多面的機能支払事業、畑地帯総合整備事業、営農飲雑用水整備事業に要する経費等を計上したところです。

林業振興では、鳥獣被害防止対策事業、緑化推進事業、町有林整備事業、民有林振興対策事業、国産材需要開発センター木楽館管理事業、森林経営管理事業に要する経費等を計上したところです。

商工費については、商工関係団体の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業、商店街助成事業、企業振興促進助成事業、特産品等開発支援事業に要する経費等を計上したところです。

消費対策では、消費者被害防止を図るための経費等を計上したところです。

観光振興では、観光協会の運営を支援する経費、地域の観光イベントに対する補助経費等を計上したところです。

観光施設整備では、木のおもちゃワールド館排煙装置改修工事、丸瀬布源泉に係る揚湯水中ポンプ更新工事及び貯湯槽塩素滅菌装置設置工事、いこいの森キャンプ場環境整備工事に要する経費等を計上したところです。

また、道の駅遠軽森のオホーツク関係では、指定管理に要する経費等を計上したところです。

土木費の橋梁関係では、橋梁長寿命化計画策定業務委託、野上通野上橋長寿命化工事など、道路関係では、南町4丁目1号通道路改良舗装工事、宮前1条通道路改良舗装工事、安国源線道路改良舗装工事、除雪対策として小型除雪車の購入に要する経費等を計上したところです。

都市計画関係では、都市計画基本図作成業務委託に要する経費等を計上したところです。町営住宅関係では、末広団地公営住宅長寿命化改修工事、中央団地公営住宅長寿命化改修工事、伊吹高原団地定住促進住宅水洗化工事に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動や遠軽地区広域組合事務局・消防本部、消防署の新庁舎整備に係る基本・実施設計に要する経費等を計上したところです。

防災対策事業では、避難所用備蓄品、総合防災訓練及び災害対策本部図上訓練に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、学校教育のための教材教具の充実及び学校行事負担金、遠軽高等学校教育振興補助金として学級数維持・生徒確保を支援するための経費も含め計上したところです。

学校施設整備では、3か年計画の2年目となる東小学校長寿命化改修工事を実施し、安全・安心な学校づくりを進めてまいります。



また、教職員住宅の環境整備では、西町にある教職員住宅の屋根塗装工事に要する経費を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や人材の育成、遠軽町芸術文化交流プラザ指定管理料、埋蔵文化財センター運営経費を計上するほか、瀬戸瀬地域公民館が築62年を経過していることから、廃校となった瀬戸瀬小学校給食棟を改修し、機能移転するための旧瀬戸瀬小学校用途変更改修工事に要する経費を計上したところです。

図書館関係では、各図書館（室）間の連携を図り、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に親しまれる図書館（室）として管理運営するための経費に加え、遠軽地区都市再生整備計画による遠軽町図書館改修に伴う備品購入経費及び遠軽町図書館の一時移転に係る経費を計上したところです。

社会体育関係では、社会体育施設指定管理料、健康増進や体力づくりに要する経費、各スポーツ団体の支援及びスポーツ合宿誘致活動に要する経費など施設の維持管理に要する経費を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、引き続き、町民の健康維持増進のため、特定健診や保健指導等を積極的に行い、生活習慣病予防等に努め、医療費の適正化に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、道支出金、一般会計からの繰入金等を計上し、保険財政の安定、被保険者間の不公平感が生じないよう国民健康保険税の収納向上に努め、北海道全体で事業を支えていかなければなりません。

また、歳出については、療養給付費、高額療養費、保険事業納付金及び特定健診審査等に係る経費等を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者3,995人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、同広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、第8期介護保険事業計画に沿って事業を執行してまいります。

歳入では、保険料収入について、第1号被保険者を7,132人と見込み、また、国・道支出金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費等を計上したところです。

個別排水処理事業特別会計については、遠軽町全域において、公共下水道処理区域外の個別排水処理施設の整備を推進してまいります。

歳入については、使用料及び手数料、町債等を計上し、歳出については、維持管理費、個別排水処理施設整備工事等に要する経費を計上したところです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、給水戸数を8,978戸と予定し、収益的収入では、水道料金等6億4,658万5,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として6億7,948万6,000円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等4億5,233万6,000円、資本的支出では、野上橋送水管布設替工事、岩見通水道管布設替工事、宮前1条通水道管布設替工事などの水道管工事、清川浄水場機械設備更新工事、生田原浄水設備整備工事及び企業債償還金等として7億4,631万9,000円を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、排水戸数を6,874戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等10億1,443万4,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として10億3,386万5,000円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等2億9,375万円、資本的支出では、国道242号(寿町)公共下水道工事、南3丁目通公共下水道工事、国道242号(学田2丁目)公共下水道工事などの管渠工事及び企業債償還金等として5億6,133万9,000円を計上したところです。

次に、本会議に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定により町が行う事務について必要な事項を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町地域公共交通会議設置条例の制定については、地域の実情に応じた公共交通に関する協議を行う附属機関を置くため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本条例を定めるものです。

議案第4号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢を引き上げるほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第5号行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備については、行政手続における押印の見直しにより、町民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町手数料条例の一部改正については、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産一時金の額を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用規定を整理するため本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒権限の濫用禁止の規定を削除するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等を規定するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第11号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等を規定するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第12号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、地方譲与税、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、町債などについて、事務事業の確定等により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意志に添いまして、それぞれ目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、各施設等の燃料費及び光熱水費、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る公共施設等原油価格高騰対策助成金、健康管理システム改修業務委託料、安国地区道営土地改良事業負担金、企業振興促進補助金、橋梁長寿命化設計業務委託料、道路除排雪業務委託料、あけぼの団地公営住宅及び北区団地公営住宅の解体工事、やまなみ団地公営住宅及び北区団地公営住宅の建設工事、学校教育活動体制整備事業交付金等を計上するとともに、バストス市姉妹都市盟約50周年記念事業、地域拠点施設整備事業、ふるさと納税促進事業、特別養護老人ホーム丸瀬布ヒルトップハイツ及び丸瀬布デイサービスセンター移転改修事業補助金、若咲内地区営農飲雑用水整備工事、民有林整備事業補助金、橋梁長寿命化工事、遠軽地区広域組合消防負担金、東小学校長寿命化改修工事等の減額については、執行精査等により補正するものです。

議案第13号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、北海道国民健康保険団体連合会等負担金を補正するものです。

議案第14号令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、介護サービス等給付費、高額介護サービス等費、配食サービス事業委託料及び介護給付準備基金積立金を精査し、補正するものです。

議案第15号令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第

16号令和4年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第17号令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）については、事務事業の執行精査により、補正するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

御審議に願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます、令和5年度施政執行方針及び提出案件要旨の説明といたします。

○議長（杉本信一君） 11時05分まで、暫時休憩といたします。

午前10時53分 休憩

---

午前11時02分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

河原教育長。

○教育長（河原英男君） —登壇—

令和5年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年度も新型コロナウイルス感染症の波が繰り返される中、人数制限や消毒及び検温、マスク着用等の感染予防対策を講じながら学校での教育活動や社会教育事業を進めてまいりましたが、感染者数が著しく増加する時期もあり、その都度、対応に迫られることもありました。今後の状況も不透明ではありますが、実情に合わせた感染症防止対策に取り組み、子どもたちをはじめ全町民の多様な「学びの保障」について、万全を尽くしてまいります。

さて、本町が所蔵する重要文化財北海道白滝遺跡群出土品について、昨年11月18日に開かれた国の文化審議会において、国宝にふさわしいとの答申をいただきました。年代的にも古いものでおよそ3万年前のものと考えられており、我が国で最も古い時代の国宝となります。昭和初期から、白滝の地に幾度となく足を運び、資料を収集された郷土史研究家の遠間英治氏の活動をきっかけに、多くの方々による調査研究活動の成果が、長い年月をかけて実を結んだものと思います。これもひとえに関係者の皆様方の文化財や地域に対する愛着と保護活動に対する御尽力の賜物であり、改めて深くお礼申し上げます。

今後とも地域の宝である貴重な文化財を、後世に守り伝えていくとともに、白滝ジオパークの活動の魅力として、さらなる教育・文化活動への活用はもとより、観光振興、地域活性化の新たな起爆剤としながら持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

初めに学校教育について申し上げます。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、急激に変化する時代の中で、「育み・創り

・愛し・励む心で、永遠に輝く遠軽町」のもと、学び合う児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を認め合い、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが学校教育の重要な役割です。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、さらに連携を幼保、高校へと広げ、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところです。

教育委員会としては、その連携を基にして『知育』・『徳育』・『体育』のバランスの取れた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。

まず、第一として「知育」につきましては、育成すべき資質・能力として、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く「知識・技能」の習得に努めてまいります。

第二には、習得した「知識・技能」を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見・解決能力等の育成により、「思考力・判断力・表現力等」を育ててまいります。

第三には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が、広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、「学びの質」を高め、「学びに向かう力、人間性等」を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育において、教科道徳の授業を核とし、多様な体験活動を通して、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、「豊かな人間性」を培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、さらには地域社会と連携を図りながら、一人一人の「豊かな感性」を育ててまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健やかな体」を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適性に応じた関わりを持ち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

推進に当たって、小学校では、「基本的生活習慣」と「豊かな経験」を、中学校では、「たくましい心身」と「コミュニケーション能力」を、高等学校では、一人一人が自分の将来を見据えた上で「必要な力」を育てていただきたいと考えます。

1点目に、「安全教育」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、日常生活における安全確保のために必要な「主体的に行動する態度」を育成するとともに、「自助・共助・公助」の視点からの安全教育を組織的に取り組んでまいります。

2点目に、「生活指導」につきましては、「遠軽町いじめ防止基本方針」により、いじ

めや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報モラルの育成、薬物乱用や性の問題行動などについて、家庭・地域・関係機関等との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に、「特別支援教育」につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

4点目に、「ICT教育」につきましては、文部科学省が取り組みを進めている「GIGAスクール構想」で、児童・生徒に1人1台端末が配備され、授業での活用がスタートしました。今後は「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のための授業改善とクラスの児童・生徒を誰一人取り残さないための活用を進めるとともに、効果的なICT活用を推進します。

5点目に、「信頼される学校づくり」については、学校と保護者や地域が連携・協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支えるため、学校運営協議会を中心に「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。また、教職員には、「個別最適で協働的な学びを主体的に行う『新たな教師の学び』」の実現のため、各種研修などへの参加を促進するほか、児童生徒・保護者・地域の方々との信頼関係を深められるよう、法令の遵守並びに服務規律の徹底に努めてまいります。

6点目に、「働き方改革」につきましては、教員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって勤務し、学校教育の質を高められる環境の構築を目指し、学校における働き方改革を進めてまいります。

7点目に、「部活動の地域移行」については、国や北海道のガイドラインを基に、管内的な状況や地域の実情の把握に努め、学校・地域・関係団体等と連携し、生徒にとって望ましい部活動の在り方について慎重に協議・検討を進めてまいります。

8点目に、「高等学校への支援」については、町内唯一の高等学校である遠軽高等学校に対し、魅力ある高等学校づくりを支援するため、学力向上・学級数維持・生徒確保の取り組みに支援してまいります。

9点目に、「食育」につきましては、「地産地消」を推進し、安全・安心な学校給食の提供を図りながら、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に「食」に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるよう努めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細やかな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」を引き続き配置し、特別支援教育のさらなる充実に努めてまいります。

就学援助費につきましては、新入学児童生徒学用品費について入学前に支給するとともに、認定児童・生徒の保護者に対して援助してまいります。

遠距離通学をする児童・生徒へは、通学の利便を図るため、スクールバスを運行すると

ともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における教科、外国語活動についても、言語や文化に対しての理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図ってまいります。

I C T教育につきましては、G I G Aスクール構想で整備された1人1台端末を効果的に活用するため、小学校3年生以上の児童と中学校全生徒を対象に学習支援ソフトを導入し、個別最適な学びの推進とI C Tを活用した教育の実践を図ってまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、学校施設の老朽化に対応するため、効率的・効果的な学校施設の管理を図ってまいります。

今年度につきましては、3か年計画の2年目となる東小学校長寿命化改修工事を実施し、安全・安心な学校づくりと学校施設の環境整備に努めてまいります。

教職員の住宅環境の整備につきましては、西町にある教職員住宅の屋根塗装工事を実施してまいります。

高等学校の支援につきましては、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対し助成を行います。

また、学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内外の子どもたちに遠軽高等学校への進学を促してまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食を提供するため、老朽化した施設の修繕や備品の更新をはじめ、施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、少子高齢化の進行や経済・社会・生活のあらゆる場面での情報化の進展、日常的な地域における交流の機会が減り、人間関係の希薄化を背景とする地域の教育力や家庭の教育力の低下など、地域社会が大きく変化しております。また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、生活環境も大きく変化する中で新たな学び方の形も求められています。

このような社会的変化が取り巻く情勢の中で、生涯学習のより一層の振興を図り、町民が一体となって地域社会を構築するため、一人一人の個性や地域の持つ特性を生かしながら、自主的・主体的に学習活動に取り組むことができる学習環境の整備と、その学習成果を協働による地域づくりの実践に結び付けることが求められています。

そのために、生涯各期の学習機会の充実により、町民一人一人が、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境づくりと、学習情報の提供や学習相談体制の充実など、様々な学習活動の奨励や具体的な支援

を進めてまいります。

また、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育の充実が期待される中、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実を図るため、学校や地域、関係団体との連携・協力のもと、社会全体で子どもたちの活動を支援する取組を推進してまいります。

埋蔵文化財については、冒頭でも述べましたが、国内最古となる新指定国宝「北海道白滝遺跡群出土品」の取組のほか、本年7月3日から6日の日程において「国際黒曜石会議（ICO）遠軽大会2023」が本町において開催されます。町にとっても例のない国際会議となりますので、ジオパーク推進課と連携を図りながら取り組んでまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法においては、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策として、指導者養成や施設の整備、事故防止等の「基礎的条件の整備」や、多様なスポーツの機会の確保のための環境整備による「地域スポーツの推進」、優秀なスポーツ選手の育成や国際競技大会の招致・開催の支援など「競技水準の向上」が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められています。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。

また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や、自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらに、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや個々のレベルに合ったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう、各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要です。

そのため、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」自由に、そして自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう、積極的に支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進に当たっては、第4次遠軽町社会教育中期計画（令和4年度～令和8年度）に基づき、個人や団体などの多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯各期の課題に応じた学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努めてまいります。

あわせて、家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、今後も家庭の教育力向



上を推進するため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を行ってまいります。

文化財につきましては、今年度国の重要文化財から新指定国宝へと格上げされる「北海道白滝遺跡群出土品」の保管・展示を行う遠軽町埋蔵文化財センター並びに火山活動による黒曜石誕生の過程を紹介・展示する遠軽町白滝ジオパーク交流センターと連携した事業の展開や、郷土館町民講座の実施など、文化財の保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、老朽化が著しい瀬戸瀬地域公民館について旧瀬戸瀬小学校の給食棟を改修し、地域公民館の移転を行ってまいります。

また、その他所管する施設の中にも建設後30年以上経過するものもあり、今後も施設を有効に運用できるよう改修等が必要となるため、社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進めるほか、町の行政改革推進に基づく施設の統廃合も含め、取り組んでまいります。

4 図書館・室につきましては、利用者ニーズに応えた図書の実質や歴史的な地域資料の収集保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書週間を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努めてまいります。

また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を活かし、本年度も引き続き支援してまいります。

施設整備につきましては、遠軽地区都市再生整備計画に基づく遠軽町図書館改修工事により、自習室の整備や幼児コーナーの充実など、住民が気軽に、快適に利用できる図書館づくりを進めてまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを関係団体との連携・協力のもと開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、各種スポーツ大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、NPO法人遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、従前より休館日・開館時間の見直しや自主事業の取組など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も引き続き利用者サービスの向上に努めてまいります。

施設整備につきましては、社会教育施設同様、建設後30年以上経過するものも多く、今後も経年劣化による設備等の修繕を行い、利用者の皆様に安全に利用いただけるよう管理するとともに、社会教育施設長寿命化計画に基づいた整備を進めるほか、町の行政改革

推進に基づく施設の統廃合も含め取り組んでまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法の精神を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、令和5年度教育行政執行の方針といたします。

---

#### ◎日程第4 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務町長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

1の遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、森林公園いこいの森鉄道車両整備資金として130万円の御寄附をいただきました、東京都杉並区堀ノ内1丁目5番3号、岩崎正敏様、まちづくり振興資金として100万円、奨学資金貸付資金として100万円、合わせて200万円の御寄附をいただきました、遠軽町岩見通北5丁目3番地、古賀博之様、教育振興資金として25万円、ふるさと振興資金として25万円、合わせて50万円の御寄附をいただきました、埼玉県川口市元郷5丁目26番22号、羽鳥千賀子様であります。

2の遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、こども広場整備資金として1,000万円の御寄附をいただきました、東京都文京区湯島3丁目31番1号、エム・エフコンサルタント株式会社様であります。

以上、社会功労4件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき、表彰いたしたく提案するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第5 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第5 議案第2号遠軽町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第2号遠軽町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定により、町が行う事務について必要な事項を定めるため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

これまでの個人情報保護制度につきましては、国、地方公共団体、民間事業者が別々の法律や条令に基づき運用されてきましたが、令和3年5月に個人情報保護法が改正されたことに伴い、全国共通のルールとして取り扱われることになり、地方公共団体におきましても、令和5年4月から改正後の個人情報保護法が適用となることから、個人情報保護法の施行に関し、必要な事項を定め、現行条例の基本的理念を後退させることのないよう、おおむね今までの規定と同水準で運営するために必要な規定を定める内容となっております。

この条例は、第1条から第9条までの構成となっております。

第1条は、この条例の趣旨でありまして、個人情報保護法の規定により、町が行う事務について個人情報の保護に関する法律施行令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、この条例で使用する用語を定義したもので、個人情報保護法及び個人情報保護法施行令で使用する用語の例によることとしております。また、この条例における実施機関を定めておりますが、議会につきましては、個人情報保護法の適用を受けないことから、実施機関から除いております。

第3条は、個人情報を取り扱う事務を開始する際に、あらかじめ必要な事項を記載した帳簿であります登録簿を備えつけることを定めたもので、現行条例においても定めております登録簿について、引き続き規定することとしまして、個人情報保護法において一定の要件を満たす場合において作成及び公表が義務付けられている個人情報ファイル簿を作成し、その場合につきましては、登録簿は作成しないことと規定しております。

第4条は、開示請求に係る費用を定めたもので、手数料については無料としまして、写しの交付に要する費用のみ負担していただくこととしております。なお、特別な理由があるときは、特定個人情報の写しの交付に要する費用を免除できることとしております。

第5条は、開示決定等の期限を定めたもので、開示請求があった日から14日以内に開

示決定等を行い、事務処理上困難などの理由がある場合には30日以内に限り、開示決定等の期限を延長することができることとしております。

第6条は、開示請求に係る個人情報が著しく大量にある場合における開示決定等の期限の特例を定めるもので、第5条で定める期限により開示決定をすることで、事務の遂行に著しい支障が生じる場合は、開示請求に係る個人情報のうち、相当の部分を開示決定等を行い、残りの個人情報は相当の期間内に開示決定とすれば足りることとしております。

第7条は、個人情報の適正な取扱いを行うために行う遠軽町情報公開個人情報保護審査会への諮問について定めたもので、この条例の改廃や個人情報の取扱いに関する措置、運用方法について決定する際などに諮問することができることとしております。

第8条は、各実施機関における当条例の運用状況について町長が毎年度公表することと定めております。

第9条は、委任に関する規定です。

附則としまして、第1条は、条例の施行日を令和5年4月1日としております。

附則第2条は、現行条例の廃止について定めております。

附則第3条は、現行条例の廃止による経過措置として守秘義務や罰則規定、公開請求の期限などについて、現行条例が廃止されても従前の例により適用を受けることを規定しております。

附則第4条は、この条例の制定に伴い、遠軽町情報公開条例を一部改正するものです。改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明させていただきますので、次のページを御覧願います。

遠軽町情報公開条例抜粋新旧対照表、附則第4条関係です。

第16条第1号中「又は遠軽町個人情報保護条例（平成27年遠軽町条例第23号）第43条第1項」を「、遠軽町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年遠軽町条例第 号）第7条又は遠軽町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年遠軽町条例第号）第46条第1項」に改め、同条第2号を「遠軽町議会の個人情報の保護に関する条例第46条第3項の規定による諮問に応じ、意見を述べること。」に改め、第16条に次の1項を加えます。

「2審査会は、行政不服審査法第81条第1項の規定により設置された機関として、個人情報の保護に関する法律第（平成15年法律第57号）105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応ずるものとする。」を加え、第20条第1項中「第16条第1号の調査審議するため」を削除し、「個人情報」を「保有個人情報」に、第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改めます。

条例案の説明は、以上となりまして、次のページ以降に参考資料としまして、この条例の施行細則を添付しておりますので、後ほど御参照願いたいと思います。

説明は、以上です。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号遠軽町個人情報の保護に関する法律施行の条例の制定については、なお審査の必要があると思われますので、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

---

#### ◎日程第6 議案第3号

○議長(杉本信一君) 日程第6 議案第3号遠軽町地域公共交通会議設置条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中原企画課長。

○企画課長(中原 誉君) 議案第3号遠軽町地域公共交通会議設置条例の制定について御説明いたします。

この条例につきましては、地域の実情に応じた公共交通に関する協議を行う附属機関を置くため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、制定するものであります。

なお、現行の遠軽町地域公共交通会議設置要綱につきましては、条例施行に伴いまして廃止することとしております。

別紙をお開き願います。

遠軽町地域公共交通会議設置条例であります。

第1条は、設置の規定でありまして、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、遠軽町地域公共交通会議を置くことを規定するものであります。

なお、以下、交通会議と言いますので、御了承ください。

第2条につきましては、協議事項の規定でありまして、第1号は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項。

第2号は、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項。

第3号は、地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項。

第4号は、地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項。

第5号は、地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項。

第6号は、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項を規定するものとしております。

第3条につきましては、組織の規定でありまして、第1項は、各号において組織構成を規定しており、第1号は、町長またはその指名する者。

第2号は、一般乗合旅客自動車運送業者の代表者。

第3号は、一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者。

第4号は、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者。

第5号は、住民または利用者の代表者。

第6号は、北見運輸支局長またはその指名する者。

第7号は、北海道オホーツク総合振興局長またはその指名する者。

第8号は、町職員。

第9号は、その他道路管理者、北海道警察、知識及び経験を有する者等町長が必要と認める者で組織すること。

第2項につきましては、委員は町長が委嘱することを規定するものであります。

第4条は、任期の規定でありまして、第1項は、委員の任期を2年とし、再任を妨げないこと。

第2項は、補欠委員の任期を前任者の残任期間とすることを規定するものであります。

第5条は、運営の規定でありまして、第1項は、交通会議に会長を置き、町長がこれに当たること。

第2項は、会長は交通会議を代表し、会務を総括し、議長を務めること。

第3項は、会長に事故がある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理することを規定するものであります。

第6条につきましては、会議の規定でありまして、第1項は、交通会議は会長が必要に応じて召集すること。

第2項は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないこと。

第3項は、議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによること。

第4項は、審議する内容が公開することに適さないと認めるものを除き公開とすること。

第5項は、会長は必要があると認めるときは、議事に関係のある者を交通会議に出席させ、説明もしくは助言を聞き、または資料の提出を求めることができること。

第6項は、会長は必要があるときは交通会議を書面によって開催し、書面による決議を

行うことができること。

第7項は、会長は書面による決議を行った場合、書面により速やかに委員へ報告するものとするを規定するものであります。

第7条は、協議結果の取扱いの規定でありまして、協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとするを規定するものであります。

第8条は、守秘義務の規定でありまして、委員は個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないことを規定するものであります。

第9条は、事務局の規定でありまして、総務部企画課に事務局を置くことを規定するものであります。

第10条は、その他の規定でありまして、この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めることを規定するものであります。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

5番渡部議員。

○5番（渡部正騎君） 第3条について質問させていただきます。

第3条第1号から第9号を見ますと、鉄道事業者が含まれていないように見えますけれども、鉄道事業者が含まれるのかどうか。また、もし含まれないとしたら、含まなかった理由について伺いたします。

○議長（杉本信一君） 中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） ただいまの御質問にお答えします。

鉄道事業者につきましては、地域公共交通会議で、法律等で既定された構成員としては想定はされていないところでありますが、昨今の状況を踏まえまして、鉄道事業者を交通会議の委員とすることは、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 5番渡部議員。

○5番（渡部正騎君） 確かに、第1条の法令の根拠で道路運送法のほうには鉄道事業者は含まれていないことは分かっているのですが、第1条の中に地域公共交通活性化再生法がありまして、こちらでは法定協議会と一元化していると私はみなしたのですが、こちらのほうでは鉄道事業者を含めることができることになっていると私は認識していきまして、そうであれば第3条に鉄道事業者を明記するべきではないかなと思うのですが、その点について伺いたします。

○議長（杉本信一君） 中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） ただいまの質問にお答えします。

地域公共交通活性化再生法が指す地域公共交通に、JR石北本線のような超大な路線が

含まれるかというのは疑問があるところというのが考えとしてありますが、町内の、地域の公共交通には石北本線が大きく関与しているということから、地域公共交通会議ではJR北海道の参加も検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号遠軽町地域公共交通会議設置条例の制定については、なお審査の必要があると思われまので、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

午後1時まで、昼食のため、休憩といたします。

午前11時54分 休憩

---

午後 0時59分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第7 議案第4号

○議長（杉本信一君） 日程第7 議案第4号遠地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第4号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について御説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢を引き上げるほか、所要の規定を整理するため提案するものであります。

職員の定年年齢につきましては、現行の60歳を65歳に引き上げるものであり、引き上げに当たっては、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げるものであります。

また、定年年齢の引き上げに伴う主な制度として、役職定年制、61歳となる年度以降の給与、定年前再任用短時間勤務暫定再任用について規定するため、本案において関係条例を整理するものであります。



次のページ別紙をお開き願います。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

この条例は、全9条の構成でありまして、第1条から第8条までは、関係条例の一部改正、また、第9条については、廃止する条例について、それぞれ規定をしております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、議案17ページの次の参考資料を御覧願います。

第1条関係は、遠軽町職員の定年等に関する条例の一部改正であります。題名の次の目次を加えるとともに、目次の次に第1章総則を加えるものであります。

第1条は、趣旨の規定で、地方公務員法の一部改正により、この条例の対象となる法の条項を加えるもので、第22条の4及び第22条の5は、定年前再任用短時間勤務職員の任用、第28条の2は、管理監督職勤務上限年齢による降任等による必要な事項を規定するため加えるものであり、改正前の28条の2及び第28条の3は、28条の6及び第28条の7にそれぞれ改めるものであります。

次に、第1条の次に、第2章定年制度を加えるものであります。第3条は、定年の規定で、職員の定年年齢を65年に改めるものであります。なお、定年年齢の段階的な引き上げに関する規定につきましては、附則において規定をしておりますので、改めて説明をさせていただきます。

第4条は、定年による退職の特例の規定で、勤務の延長に関する文言の整理と合わせ、ただし書きとして、引き続き管理監督職として勤務することが最長3年間できる特例任用の規定を加えるものであります。

次のページの第2項は、勤務の延長、管理監督職の特例任用は、1年以内の期間で行い、更新できる期間を3年とし、第3項及び第4項は、文言の整理であります。

次に、第5条の次に、第3章管理監督職勤務上限年齢制を加え、いわゆる役職定年制に関する規定を、第6条から第11条まで6条を加えるものであります。

第6条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の規定で、管理職手当の支給を受けている職員を対象とするものであります。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢の規定で、年齢60年を上限とするものであります。

第8条は、他への職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準の規定で、任命権者が遵守すべき事項として、地方公務員法各条のほか、降任に当たっては人事評価における適正な職の任用、できる限り上位の職への任用などを規定するものであります。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例の規定で、第1項は、役職定年の特例として任用する場合の基準。

第2項は、特例として任用する期間は1年以内であるが、継続して最長3年間留任することが可能となるもの。

次のページの第3項は、管理監督職群を規則で定めることにより、特例任用を規定するもので、特例期間は1年ごとの期間で最長5年間留任することが可能となるもの。

第4項は、特例任用のさらなる1年以内の延長を規定するものであります。

第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意の規定で、第9条の特例任用を行う場合には、職員本人の同意を必要とするものであります。

第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置の規定で、特例任用期間中に延長事由が消滅した場合は、期間中であっても他の職に降任するものであります。

次のページは、第11条の次に、第4章定年再任用短時間勤務制を加えるとともに、第12条及び第13条の2条を加え、第12条は、定年再任用短時間勤務職員の任用の規定で、60歳を超えた日から職員の定年年齢までの間に退職した職員を短時間勤務職員として再任用することができる規定であり、その期間は、その職員の定年年齢までとするものであります。

第13条は、一部事務組合である遠軽地区広域組合の年齢60年以上の退職者を短時間勤務職員として採用することができる規定であります。今後、広域組合の退職者を全て広域組合で再任用することが難しくなることも想定されることから、遠軽地区広域組合を構成する3町において、それぞれ規定するものであります。

次に、第13条の次に、第5章雑則を加えるとともに、第14条を加え、雑則の規定として、規則への委任を規定するものであります。

次に、附則として2項を加えるもので、附則第2項は、定年に関する経過措置で、定年年齢を65歳に引き上げるに当たり、表の期間のとおり2年に1歳ずつ段階的に引き上げる規定であります。

附則第3項は、情報の提供及び勤務の意思の確認で、年齢60年以上の任用条件、給与などについて、情報提供を職員に行うとともに、勤務の意思を確認するよう努めることを規定するものであります。

次に、7ページを御覧願います。

第2条関係は、遠軽町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正であります。

初めに、条例の題名を遠軽町職員の分限に関する条例に改めるものであります。

第1条は、趣旨として、現行の第1条及び第2条を整理するものであります。

第2条は、降給の種類として、降格及び降号並びに60歳をもって管理監督職勤務上限年齢による降任である法第28条の2第1項に規定する降給とすることを新たに規定するものであります。

第2条の2は、降格の事由、第2条の3は、降号の事由として新たに規定するものであります。

次のページの第3条は、降給の手續に関する規定を加えることによる文言の整理であります。

附則第3項及び第4項の追加は、60歳をもって管理監督職勤務上限年齢による降任の

取扱いを規定するものであります。

次に、9ページを御覧願います。

第3条関係は、遠軽町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正であります。

第3条は、減給の効果の規定で、定年引き上げにより給料が7割水準に減額になることに伴い、減給処分の適用期間中に7割水準となった場合には、7割水準の給料月額額の10分の1を減ずることを規定するものであります。

次に、10ページを御覧願います。

第4条関係は、遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正であります。

第2条は、1週間の勤務時間の規定であり、第2項は、地方公務員法第28条の5第1項の再任用短時間勤務職員の削除とともに、新たに法第22条の4第1項による定年前再任用短時間勤務職員が設けられたことによる文言の整理であります。

第3条第1項ただし書き及び第2項ただし書き並びに第4条第2項並びに第14条第1項第1号並びに次のページの第21条については、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

次に、12ページを御覧願います。

第5条関係は、遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

第2条は、育児休業をすることができない職員の規定であり、第2号は、文言の整理であります。また、第3号を第4号とし、第3号として、定年条例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を新たに加えるものであります。

第10条は、育児短時間勤務をすることができない職員の規定であり、第2号は、文言の整理、第3号は、定年条例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を新たに加えるものであります。

第17条及び第18条は、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

14ページの第19条は、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるとともに、第28条第2項及び第29条の項を削るものであります。

第20条は、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

第21条及び第22条は、文言の整理であります。

次に、16ページを御覧願います。

第6条関係は、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第5条は、初任給、昇格、昇給等の基準の規定であり、改正前の第9項は、再任用職員の給料月額、また第6条は、再任用短時間勤務職員の給料月額の算出方法について規定をしており、改正後の第5条第9項において、定年前再任用短時間勤務職員に改正することに伴う給料月額の算出方法を規定し、第6条を削除として改正するものであります。

第14条第1項第1号及び第2号は、文言の整理であります。

17ページの第14条第2項第1号は、文言の整理、第2号は、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第3号は、文言の整理であります。

第17条第1項は、文言の整理、第2項及び18ページの第3項は、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第4項及び第5項は、文言の整理であります。

第23条第2項は、文言の整理、第3項は、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

19ページの第26条第1項は、文言の整理であります。また、同条第2項及び第28条は、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

次に、附則といたしまして、8項を加えるもので、附則第14項は、当分の間、給料月額が60歳に達した日後における最初の4月1日にその職員に適用される給料月額の100分の70とするものであります。

附則第15項は、前項の規定を適用しない職員を規定するものであります。

附則第16項は、役職定年により降任となる職員であって、附則第14項の規定により、職員の給料月額が3月31日にその職員が受けていた給料月額の100分の70に達しない場合には、当分の間、その差額に相当する額を給料として支給するものであります。

次のページの附則第17項は、前項の給料の額と当該給料を支給されている職員の受ける給料月額との合計額が最高号俸を超える場合の取扱いを定めるものであります。

附則第18項及び附則第19項は、給料の調整についての規定であります。

附則第20項は、附則第14項の規定の適用による法の読み替え、附則第21項は、附則第14項から附則第20項までの必要な事項については、規則で定めることのであります。

別表第1の一般職給料表は、21ページの給料表の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、給料月額の算定基準となる基準給料月額を定めるものであります。

次に、22ページを御覧願います。

第7条関係は、遠軽町企業職員の給料の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

第2条及び第21条は、再任用職員に係る地方公務員法の削除、そして定年前再任用短時間勤務職員が設けられたことによる法の規定の整理であります。

次に、第8条関係は、遠軽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

第3条は、報告の対象となる短時間勤務職員の範囲について、地方公務員法の規定を整理するものであります。

次に、議案の11ページにお戻り願います。

第9条は、遠軽町職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

次に、附則として、第1条は、施行期日を規定するもので、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。ただし、附則第11条の規定は公布の日から施行するものであります。

附則第2条は、勤務延長に関する経過措置で、既に勤務延長となっている職員がいる場合の取扱いなどについて規定するものであります。

12ページの附則第3条から、14ページの附則第6条までは、定年退職者等の再任用に関する経過措置で、暫定再任用職員としての任用などについて規定するものであります。

附則第7条及び15ページの附則第8条は、暫定再任用職員の承認、降任等の特例を定めるものであります。

附則第9条は、短時間勤務の暫定再任用職員の承認、降任等の特例を定めるものであります。

附則第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置であります。

16ページの附則第11条は、勤務意思確認を行う年齢は、年齢60年と定めるものであります。

附則第12条は、遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置。

附則第13条及び附則第14条は、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置であります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） ちょっとおかしなことを聞きますけれども、参考資料の17ページと、それから18ページの関係なのですけれども、17ページの第17条で、参考資料の現行のところで、下から2行目に「場合は」、「場合には」になっているのです。

「に」を入れているのです。あと、18ページの4の下から2行目、「場合は」を、これは「場合には」になって、その次の第5項も、「場合は」が「場合には」になっているのだけれども、ちょっとおかしなことを聞くのです。「は」が「には」になったのは、何か理由があるのですか。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 御質問にお答えいたします。

「場合は」が、「場合には」に改正されているという御質問ではありますが、今回、定年引き上げに伴って、条例を一部改正しております。そういった条例改正に合わせて、文言の整理、こういったことも一括して整理をさせていただいております。御質問の部分につ

きましては、文言の整理ということで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） すみません。答弁、少し漏れておりました。

今回、文言の整理という形で提案をさせていただいておりますが、この文言の整理につきましては、総務省からの条例例、こちらを参考に改正をしております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第5号

○議長（杉本信一君） 日程第8 議案第5号行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第5号行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備について御説明いたします。

本案は、行政手続における押印の見直しにより、町民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、提案するものであります。

押印の見直しにつきましては、行政手続等における押印見直し基準を町として定め、見直しの事務を進めたところ、町、議会、各行政委員会などの例規について、合わせて266個の改正が必要となったところであります。

本案につきましては、改正を行う266個の例規のうち、条例の改正について提案をするものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例であります。

この条例は、全3条の構成となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料を御覧願います。

第1条関係は、遠軽町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正であります。

別記様式の宣誓書について、これまでは宣誓書に署名、押印をしておりましたが、押印を見直し、署名のみとするものであります。

次に、2ページを御覧願います。

第2条関係は、遠軽町固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。

第4条第4項は、審査申出書への押印を見直すため、この項を削り、第5項及び第6項を1項ずつ繰り上げるものであります。

第7条第3項は、意見陳述についての調書、第8条第5項は、口述書について、第8項は、口頭審理についての調書、第9条第2項は、実地調査の調書、第10条第2項は、委員会の議事の調書について、それぞれ署名、押印を見直すものであります。

次に、3ページを御覧願います。

第3条関係は、遠軽町火入れに関する条例の一部改正であります。

様式第1号の火入許可申請書について、申請者に求めておりました押印を見直すものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第6号

○議長（杉本信一君） 日程第9 議案第6号遠軽町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 議案第6号遠軽町手数料条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、低炭素建築

物新築等計画認定申請手数料等の規定を整理するため、提案するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町手数料条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、13枚ほどめくりまして、遠軽町手数料条例新旧対照表をお開き願います。

参考資料の1ページ、別表第8、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料につきましては、表ごと改められます。

1の項中、(1)は、現行は住戸を単位として認定申請する場合で、住宅の戸数による手数料だったものを、一戸建ての住宅または複合建築物の住宅部分の認定申請をする場合とし、住宅の戸数が1棟1戸の手数料です。

次に、(2)は、(1)と同じく住宅の戸数が1棟1戸の場合で新設された誘導仕様基準により認定申請をする場合の手数料です。

次に、(3)は、共同住宅または複合建築物の住宅部分の認定申請をする場合で、住戸単位の認定が廃止されたことから、アについては、住宅の戸数に応じた手数料、イについては、住戸以外の共用部分の手数料とし、共用部分がある場合は住戸部分の手数料に加算をすることになります。

次に、2ページ、(4)は、(3)と同じく、共同住宅または複合建築物の住宅部分の認定申請をする場合で、新設された誘導仕様基準により認定申請をする場合の手数料です。

次に、3ページ、(5)は、住宅以外の建築物または複合建築物の非住宅部分の認定申請をする場合で、床面積に応じた手数料です。

次に、(6)は、(5)と同じく住宅以外の建築物または複合建築物の非住宅部分の認定申請をする場合で、モデル建物法と呼ばれる計算により認定申請をする場合の手数料です。

次に、4ページから7ページまでの2の項につきましては、1ページからの1の項の認定申請の際、事前に登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合の手数料です。

次に、7ページから10ページまでの3の項につきましては、1の項の事前審査がない申請の変更申請をする場合の手数料です。

10ページから12ページまでの4の項につきましては、2の項の事前審査を受けた申請の変更申請をする場合の手数料です。

次に、12ページの備考欄ですが、別表に合わせ、次のように改められます。

1の項につきましては、住戸の戸数が1戸である複合建築物全体の認定申請をする場合の手数料です。

2の項につきましては、住宅の戸数が2戸以上である複合建築物全体の認定申請をする場合の手数料です。

3の項につきましては、確認申請を提出する場合の手数料です。



続きまして、12ページ、別表第9、建築物エネルギー消費性能適合判定手数料につきましては、1の項中、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）」を「省令」に改めるものです。

続きまして、13ページ、別表第10、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料につきましては、表ごと改められます。

1の項中、(1)は、現行は住戸を単位として認定申請をする場合で、住宅の戸数による手数料であったものを、一戸建ての住宅または複合建築物の住宅部分の認定申請をする場合とし、住宅の戸数が1棟1戸について、床面積ごとの手数料です。

次に、(2)は、(1)と同じく、住宅の戸数が1棟1戸の場合で、新設された誘導仕様基準により、認定申請をする場合の手数料です。

次に、14ページ、(3)は、共同住宅または複合建築物の住宅部分の認定申請をする場合で、住戸単位の認定が廃止されたことから、アについては、住宅の戸数に応じた手数料、イについては、住戸以外の共用部分の手数料とし、共用部分がある場合は住戸部分の手数料に加算をすることになります。

次に、15ページ、(4)は、(3)と同じく、共同住宅または複合建築物の住宅部分の認定申請をする場合で、新設された誘導仕様基準による審査の場合の手数料です。

次に、16ページ、(5)は、住宅以外の建築物または複合建築物の非住宅部分の認定申請をする場合で、床面積に応じた手数料です。

次に、(6)は、(5)と同じく、住宅以外の建築物または複合建築物の非住宅部分の認定申請をする場合で、モデル建物法と呼ばれる計算により認定申請をする場合の手数料です。

次に、16ページから19ページまでの2の項につきましては、13ページからの1の項の認定申請の際、事前に登録建築エネルギー消費性能判定機関による技術的審査を受けた場合の手数料です。

次に、19ページから23ページまでの3の項につきましては、1の項の事前審査がない申請の変更申請をする場合の手数料となります。

次に、23ページから25ページまでの4の項につきましては、2の項の事前審査を受けた申請の変更をする場合の手数料となります。

次に、25ページの備考欄ですが、別表に合わせ、次のように改められます。

1の項につきましては、住宅の戸数が1戸である複合建築物全体の認定申請をする場合の手数料です。

2の項につきましては、住宅の戸数が2戸以上である複合建築物全体の認定申請をする場合の手数料です。

3の項につきましては、他の建築物に暖房等の熱源や電源を供給する場合、複数の建築物を合わせた認定申請の手数料です。

4の項につきましては、確認申請を提出する場合の手数料です。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。  
以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終わります。  
これより、議案第6号遠軽町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。  
本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第7号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第7号遠軽町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。  
古賀住民生活課長。

○住民生活課長（古賀伸次君） 議案第7号遠軽町国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、健康保険法施工令の一部改正に伴い、提案するものであります。  
次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

第4条出産育児一時金について、「40万4,000円」を、「48万8,000円」に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則第1項として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、経過措置であり、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終わります。  
これより、議案第7号遠軽町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第8号

○議長(杉本信一君) 日程第11 議案第8号遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長(太田貴幸君) 議案第8号遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用規定を整理するため、改正をするものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、次のページ、参考資料の新旧対照表により御説明しますので、御覧ください。

第1条は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法に規定する国の「子ども・子育て会議」の機能が、子ども家庭庁に置く「こども政策審議会」へ移管されるため、子ども・子育て会議の設置規定が削除となることから、「第77条第1項」を「第72条第1項」に改めるものです。

第2条は、第1条と同様の理由により、「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第12 議案第9号

○議長（杉本信一君） 日程第12 議案第9号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） 議案第9号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う改正であり、こども家庭庁設置法の施行に伴う、子ども・子育て支援法などが一部改正となることと、民法の一部改正に伴い、所要の規定を改正するものです。

次のページ、別紙をお開きください。

遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、次のページ、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、御覧ください。

第4条第2項は、子ども・子育て支援法の第19条の第2項は削除となることから、規定している「第19条第1項第3号」は、「第19条第3号」、「第19条第1項各号」は、「第19条各号」、「第19条第1項第1号」は、「第19条第1号」、「第19条第1項第2項」は、「第19条第2項」へ改正するものです。

なお、この改正は2ページ目の第7条、第8条、第13条第4項第3号アの（ア）及び（イ）、イの（ア）及び（イ）、3ページ目の第20条第4号、5ページ目の第37条第2項、第39条についても、第4条第2項に規定している条項と同様に改正するものです。

1ページに戻りまして、第6条は、第4条第2項に規定している条項の改正のほか、「同項第2号」は、「同条第2号」へ改正するものです。

なお、この改正は、4ページ目の第35条についても同様の改正をするものです。

続きまして、3ページ目の第15条第3号は、学校教育法に規定する幼稚園教育要領に2項が加わったことに伴い、「第25条」は、「第25条第1項」に改正するものです。

第26条は、民法の親権者の懲戒権の規定が削除されたことから、削除するものです。

4ページ目の第36条は、第4条第2項に規定している条項の改正のほか、第2項及び第3項中、「同項第1号」は、「同条第1号」へ改正するものです。

6ページ目の第51条は、第4条第2項に規定している同項の条項の改正のほか、第3項中、「同項第3号」は、「同条第3号」へ改正するものです。

この改正は、7ページ目の第52条についても同様の改正をするものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行しますが、第26条の改正規定については、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第10号

○議長（杉本信一君） 日程第13 議案第10号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） 議案第10号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正であり、児童の安全確保に関する事項を追加するとともに、他の社会福祉施設を合わせて設置する場合の職員の体制等を規定するほか、民法の一部改正や衛生に係る研修等の実施を規定することに伴い、所要の規定を改正するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、次のページ、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、御覧ください。

第8条の2は、児童の安全を確保するために職員の研修や訓練を定期的実施するなど安全計画を策定する規定を追加するものです。

第8条の3は、事業者が送迎バス等自動車を運行する場合に、児童の所在を確認することと、車内に見落とし防止の装置を設置するなどの安全規定を追加するものです。

第11条は、他の社会福祉施設などと併せて設置する場合の設備や職員配置基準の規定

を改正するものです。

第14条は、民法の親権者の懲戒権の規定が削除されたことから、削除するものです。

第15条第2項は、感染症や食中毒などが施設にまん延しないための衛生対策に係る研修や訓練を定期的実施するよう、規定を改正するものです。

別紙に戻りまして、附則第1項として、この条例は、令和5年4月1日から施行しますが、第14条の改正規定については、公布の日から施行します。

また、第2項として、改正後の第8条の3の規定については、ブザーなど見落とし防止装置の設置が困難な事情がある場合に、令和6年3月31日までの間、経過措置とするものです。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第11号

○議長（杉本信一君） 日程第14 議案第11号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） 議案第11号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正であり、児童の安全確保に関する事項を追加するとともに、感染症や災害の発生に対し、業務再開を図るための計画策定の規定の追加や、衛生に係る研修等の実施を規定することに伴い、所要の規定を改定するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、次のページ、参考資料の新旧対照表により御説明いたしま

すので御覧ください。

第7条の2は、児童の安全を確保するために、職員の研修や訓練を定期的実施するなどの安全計画を策定する規定を追加するものです。

第7条の3は、事業者が送迎バス等自動車を運行する場合に、点呼などにより児童の所在を確認することを追加するものです。

第13条の2は、感染症や災害の発生時に早期に業務再開を図るための計画を策定する規定を追加するものです。

第14条第2項は、感染症や食中毒などが施設にまん延しないための衛生対策に関する研修や訓練を定期的実施するよう規定を改正するものです。

別紙に戻りまして、附則第1項として、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

また、第2項として、改正後の第7条の2の規定については、令和6年3月31日までの間経過措置とするものです。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

5番渡部委員。

○5番（渡部正騎君） 別紙の経過措置についてお伺いさせていただきます。

民生常任委員会で、この経過措置、たしか説明なかったように思えるのですが、この経過措置がある理由についてお伺いたします。

○議長（杉本信一君） 太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの規定につきましては、大変申し訳ございません。ちょっと理由については、私のほうもちょっといろいろと調べましたが、理由らしい理由についてはちょっと見当たらないこととございます。ただ、先ほど言いましたとおり、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規定というのが、こちら児童福祉法に則って規定されていますので、こちらの改正によって変わって、そこにもこういった形での経過措置が出ているものですから、そちらで記載させていただいたものです。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

説明員入れ替えのため、14時まで休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

---

午後 1時58分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

---

◎日程第15 議案第12号から日程第20 議案第20号

○議長（杉本信一君） 日程第15 議案第12号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）、日程第16 議案第13号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第17 議案第14号令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第18 議案第15号令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、日程第19 議案第16号令和4年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第20 議案第17号令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）、以上、議案6件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第12号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）について説明いたします。

令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億9,359万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を177億3,439万4,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費の変更は、「第2表 継続費補正」により説明いたします。

繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

2款地方譲与税につきましては、3項森林環境譲与税に462万4,000円を追加し、総額を2億3,262万4,000円とするものです。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金に34万6,000円を追加し、総額を434万6,000円とするものです。

11款地方交付税につきましては、1項地方交付税に2億6,250万円を追加し、総



額を71億7,950万円とするものです。

13款分担金及び負担金につきましては、1項分担金を37万8,000円減額、2項負担金に91万2,000円を追加し、総額を5,201万7,000円とするものです。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に9万5,000円を追加、2項国庫補助金に6,900万2,000円を追加、3項委託金を250万6,000円減額し、総額を18億9,570万9,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金を29万8,000円減額し、総額を14億971万6,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に654万円を追加し、総額を1億4,384万3,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を3億4,395万5,000円減額し、総額を7億4,872万5,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に5,801万1,000円を追加し、総額を4億9,027万2,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入を15万5,000円減額し、総額を1億7,680万2,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債を2億4,833万7,000円減額し、総額を23億1,856万3,000円とするものです。

これにより、歳入合計179億2,799万3,000円から1億9,359万9,000円を減額し、総額を177億3,439万4,000円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款議会費につきましては、1項議会費を373万9,000円減額し、総額を8,099万円とするものです。

2款総務費につきましては、1項総務管理費を2,079万6,000円減額、4項選挙費を250万6,000円減額し、総額を38億367万6,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を2億3,316万円減額、2項児童福祉費に154万5,000円を追加し、総額を29億7,538万8,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を5,811万8,000円減額、2項清掃費を687万5,000円減額し、総額を15億9,661万円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費を1,719万2,000円減額、2項林業費を3,458万3,000円減額し、総額を15億7,868万6,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費を140万1,000円減額し、総額を8億7,663万4,000円とするものです。

8款土木費につきましては、2項道路橋梁費に1,838万5,000円追加、3項河川費を41万6,000円減額、4項都市計画費を61万3,000円減額、5項下水道費を246万6,000円減額、6項住宅費に2億1,440万8,000円追加し、総額を21億5,910万7,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費を5,832万7,000円減額し、総額を5億7,758万円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費を140万1,000円減額、2項小学校費に559万9,000円を追加、3項中学校費に1,375万7,000円を追加、5項社会教育費を620万円減額、6項保健体育費を793万円減額し、総額を14億7,733万1,000円とするものです。

12款公債費につきましては、1項公債費に843万円を追加し、総額を25億6,381万7,000円とするものです。

これにより、歳出合計179億2,799万3,000円から1億9,359万9,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の177億3,439万4,000円とするものです。

次に、第2表、継続費補正について説明いたします。

3ページを御覧ください。

継続費につきましては、2款総務費1項総務管理費、子ども広場整備事業及び公共駐車場等整備事業の総額及び年割額をそれぞれ記載のとおり変更するものです。

次に、第3表、繰越明許費補正について説明いたします。

4ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、4款衛生費1項保健衛生費、母子保健推進事業44万5,000円、6款農林水産業費1項農業費、畑地帯総合整備事業2,883万2,000円、8款土木費2項道路橋梁費、道路橋梁維持事業820万円、6項住宅費、町営住宅建設事業2億2,207万円、10款教育費2項小学校費、小学校教育活動体制整備事業765万円、3項中学校費、中学教育活動体制整備事業630万円について、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

次に、第4表、地方債補正について説明いたします。

5ページを御覧ください。

地方債の追加につきましては、定住促進住宅整備事業及び一般単独災害復旧事業を記載のとおり追加するものです。

地方債の変更につきましては、芸術文化交流プラザ整備事業から臨時財政対策債までの限度額を、それぞれ記載のとおり変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

15ページをお開き願います。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費につきましては、執行見込みにより、議会活動事業 3 2 8 万 9, 0 0 0 円の減額、議会一般経費 4 5 万円の減額です。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、総務一般経費 3 8 8 万円の減額につきましては、執行見込みによる普通旅費 2 9 9 万 2, 0 0 0 円、公債費 6 0 万円、遠軽地区広域組合議会・事務局費負担金 1 9 5 万 7, 0 0 0 円を減額し、北海道との協定に基づく北海道派遣職員負担金 1 6 6 万 9, 0 0 0 円を計上するものです。職員研修事業 2 0 4 万 5, 0 0 0 円の減額につきましては、執行見込みによる普通旅費の減額です。

2 目文書広報費、広報事業 4 2 万 2, 0 0 0 円の減額につきましては、執行見込みによる印刷製本費の減額です。

6 目企画費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業の中止や執行見込みにより、企画一般経費 2, 0 5 9 万 9, 0 0 0 円の減額、大会誘致事業 6 0 万円の減額、ふるさと交流事業 5 0 万 7, 0 0 0 円の減額、地域おこし協力隊事業 7 3 6 万 3, 0 0 0 円の減額、地域拠点施設整備事業 1, 0 9 3 万 9, 0 0 0 円の減額、ふるさと納税促進事業 1, 2 6 5 万 4, 0 0 0 円の減額です。

7 目支所及び出張所費、白滝支所管理事業につきましては、燃料単価の引上げに伴う燃料費 2 7 万 2, 0 0 0 円及び電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴う光熱水費 1 5 万 3, 0 0 0 円の追加です。

8 目交通対策費、交通全施設管理事業 1 3 8 万 2, 0 0 0 円の減額につきましては、執行精査による遠軽地域生活安全灯改修工事及び丸瀬布地域生活安全灯改修工事の減額です。

1 0 目自治振興費、生活安全灯管理事業につきましては、自治会が所有する生活安全灯の電気料高騰による生活安全灯維持費負担金 1 1 5 万 4, 0 0 0 円の追加です。

1 4 目諸費、税外収入還付につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実績による返還金が生じたため、税外収入還付金 7 7 5 万 2, 0 0 0 円の追加です。

1 5 目基金運営費、基金運営事業につきましては、まちづくり振興基金積立金に指定寄附金 1 3 件分の 2, 2 9 4 万円から、ふるさと納税寄附金積立金の見込みが当初予算を下回るため、1, 4 0 0 万円を減額した 8 9 4 万円を追加、まち・ひと・しごと創生基金積立金に企業版ふるさと納税 3 件分の 1, 0 6 0 万円を追加、森林環境譲与税基金積立金 4 6 2 万 4, 0 0 0 円の追加です。

1 6 目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、執行見込みにより、スローライフ等応援事業助成金 1 9 0 万円の減額、公共施設等原油価格高騰対策助成金 8 0 0 万円の追加は、コロナ禍における物価高、原油高騰により、経済的に影響を受けている指定管理者の燃料及び電気料の高騰による負担を軽減するため、遠軽地域における社会体育施設の指定管理者に対し助成するものです。

4 項選挙費 3 目参議院議員選挙費、参議院議員選挙一般事務費につきましては、執行精

査により250万6,000円の減額です。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、社会福祉施設助成事業1億3,422万8,000円の減額につきましては、執行精査により特別養護老人ホーム丸瀬布ヒルトップハイツ移転改修事業補助金の減額です。国民健康保険事業につきましては、国民健康保険特別会計繰出金57万9,000円の減額です。介護保険事業につきましては、介護保険特別会計繰出金10万3,000円を減額です。

3目高齢者福祉費、介護保険事業所運営助成事業1億243万7,000円の減額につきましては、執行精査により丸瀬布デイサービスセンター移転改修事業補助金の減額です。

5目社会福祉施設費、高齢者共同生活支援施設管理事業につきましては、電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴う光熱水費130万円の追加です。白滝高齢者総合生活福祉センター管理事業につきましては、燃料単価の引き上げに伴う燃料費235万5,000円及び電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴う光熱水費53万2,000円の追加です。

2項児童福祉費4目児童館費、児童館運営事業につきましては、電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴う光熱水費25万3,000円の追加です。

5目保育所費、保育所運営事業につきましては、燃料単価の引上げに伴う燃料費67万8,000円及び電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴う光熱水費61万4,000円の追加です。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、地域医療対策事業6,053万4,000円の減額につきましては、執行精査により遠軽厚生病院まるせっぷクリニック改修事業補助金の減額です。

2目母子保健費、母子保健推進事業につきましては、妊娠届出時から低年齢期の子育て家庭に対し、面談や情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援について、本年4月以降実施するための経費として、時間外及び休日勤務手当37万6,000円、消耗品費5万円及び案内送付に係る通信運搬費1万9,000円をそれぞれ追加し、繰越明許費とするものです。また、事業対象者に係る情報管理を行うため、健康管理システム改修業務委託料として122万1,000円を計上するものです。

3目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が国により認定され、医療費等に係る費用を対象者に給付するため、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費9万5,000円の追加です。

4目環境衛生費、火葬場管理事業につきましては、新型コロナウイルスによる火葬数が増加したことにより、管理・清掃業務委託料65万5,000円の追加です。

5目診療所費については、財源の振替です。

2項清掃費につきましては、執行見込みによる遠軽地区広域組合衛生負担金の減額で、1目清掃総務費、リサイクル推進事業205万1,000円、2目塵芥処理費、ごみ処理

場管理事業448万8,000円、3目し尿処理費、し尿処理事業33万6,000円を、それぞれ減額するものです。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費、畑地帯総合整備事業につきましては、事業費の確定により、北海道土地改良事業団体連合会負担金6,000円の追加、安国地区道営土地改良事業負担金180万2,000円の追加については、国の事業調整等により排水路整備に係る費用として令和5年度に繰り越すため、執行精査による2,703万円に180万2,000円を追加し、2,883万2,000円を繰越明許費とするものです。営農飲雑用水整備事業1,900万円の減額につきましては、執行見込みにより若咲内地区営農飲雑用水整備工事及び白滝北市湧別地区営農飲雑用水整備工事の減額です。

6目農業施設費については、財源の振替です。

2項林業費1目林業振興費、町有林整備事業158万3,000円の減額につきましては、事業費の確定により造林事業請負費の減額です。民有林振興対策事業3,300万円の減額につきましては、公共補助の配分増加により民有林整備事業補助金の減額です。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、企業振興促進助成事業につきましては、新たな助成対象の企業が増えたことにより、企業振興促進補助金263万3,000円の追加です。

4目観光施設費、ノースキング管理事業403万4,000円の減額につきましては、事業費の確定により、生田原コミュニティセンター受変電設備改修工事の減額です。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費40万5,000円の減額につきましては、執行見込みによる町道用地確定測量業務委託料の減額です。

2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持事業4,603万2,000円の減額につきましては、橋梁長寿命化設計業務委託料820万円の追加は、国の事業調整により、令和5年度に予定していた事業を計上し、繰越明許費とするものです。橋梁長寿命化単価策定業務委託料のほか、委託料、工事請負費及び備品購入費については、事業費の確定によりそれぞれ減額するものです。除排雪事業につきましては、電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴う丸瀬布町道西6丁目線のロードヒーティングに係る光熱水費33万5,000円の追加、大雪に伴う除雪及び排雪時間の増加により、道路除排雪業務委託料8,857万円、機械借上料705万3,000円の追加です。

3目道路橋梁新設改良費、道路新設改良事業費3,113万6,000円の減額につきましては、事業費の確定により、工事費をそれぞれ減額するものです。

3項河川費1目河川総務費、河川管理事業41万6,000円の減額につきましては、事業費の確定により、トーウンナイ川河川維持工事の減額です。

4項都市計画費1目都市計画総務費、地籍整備事業110万円の減額につきましては、事業費の確定により地籍調査事業永久杭埋設業務委託料の減額です。

2目街路事業費、街路事業一般経費につきましては、国道歩道ロードヒーティングの電気料に不足が見込まれることから、光熱水費48万7,000円の追加です。

5項下水道費 1目公共下水道費、下水道事業246万6,000円の減額につきましては、事業費精査による個別排水処理事業特別会計繰出金の減額です。

6項住宅費 1目住宅管理費については、財源の振替です。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業2億1,440万8,000円の追加につきましては、あけぼの団地公営住宅解体工事、やまなみ団地公営住宅建設工事、北区団地公営住宅建設工事及び北区団地公営住宅解体工事の追加については、有利な財源を確保することができたことから、令和5年度に予定していた事業を計上し、繰越明許費とするものです。北区団地公営住宅建設工事設計業務委託料、学田団地公営住宅解体工事及び末広団地公営住宅長寿命化改修工事については、事業費の確定により、それぞれ減額するものです。

9款消防費 1項消防費 1目消防費、消防事業5,832万7,000円の減額につきましては、執行見込みにより、遠軽地区広域組合消防負担金の減額です。

10款教育費 1項教育総務費 3目教育振興費、スクールバス運行事業240万1,000円の減額につきましては、事業費の確定により、スクールバス等運転業務委託料の減額です。奨学資金貸付事業につきましては、1件の指定寄附があったことから、奨学資金貸付基金繰出金100万円の追加です。

2項小学校費 1目学校管理費、小学校管理一般経費につきましては、燃料単価の引上げに伴う燃料費625万4,000円の追加、電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴う光熱水費461万1,000円の追加、学校教育活動体制整備事業交付金は、学校教育活動を継続できる環境を維持し、感染症対策等に係る取組に要する経費を各学校に交付するため765万円を計上し、繰越明許費とするものです。

2目教育振興費につきましては、執行見込みによる就学援助費の減額で、要保護・準要保護児童援助事業69万円の減額、小学校特別支援教育就学奨励事業48万9,000円の減額です。

3目学校建設費、小学校建設事業1,173万7,000円の減額につきましては、事業費の確定により、東小学校長寿命化改修工事の減額です。

3項中学校費 1目学校管理費、中学校管理一般経費につきましては、燃料単価の引上げに伴う燃料費464万円の追加、電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴う光熱水費653万8,000円の追加、学校教育活動体制整備事業交付金は、学校の教育活動を継続できる環境を維持し、感染症対策等に係る取組に係る経費を各学校に交付するため630万円を計上し、繰越明許費とするものです。

2目教育振興費につきましては、執行見込みによる就学援助費の減額で、要保護・準要保護生徒援助事業324万1,000円の減額、中学校特別支援教育就学奨励事業48万円の減額です。

5項社会教育費 1目社会教育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業の中止や執行見込みにより、社会教育総務一般経費67万円の減額、講演会・講座研修事業145万円の減額、文化祭事業8万円の減額、芸術・文化振興事業40

0万円の減額です。

6項保健体育費1目保健体育総務費につきましては、執行見込みにより、保健体育各種大会参加助成事業50万円の減額、保健体育一般経費743万円の減額です。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費につきましては、財源の振替です。

12款公債費1項公債費2目利子、公債費償還利子につきましては、借入利率の確定により、町債償還利子843万円の追加です。

次に、歳入について説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款地方譲与税3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税につきましては、462万4,000円の追加です。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金1目国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、34万6,000円の追加です。

11款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税につきましては、普通交付税2億6,250万円の追加です。

13款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金37万8,000円の減額は、道営土地改良事業分担金の減額です。

2項負担金2目衛生負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種負担金9万2,000円の追加です。

15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金9万5,000円の追加です。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金697万5,000円の追加です。

3目衛生費国庫補助金につきましては、妊娠出産子育て支援交付金151万7,000円の追加です。

4目農林水産業費国庫補助金1,352万6,000円の減額は、農地耕作条件改善事業補助金の減額です。

5目土木費国庫補助金につきましては、補助対象事業費の確定等による橋梁長寿命化補修事業補助金2,280万5,000円の減額、道路改良事業交付金660万円の減額及び地域住宅交付金9,710万2,000円の追加です。

6目教育費国庫補助金につきましては、要保護児童生徒就学援助費補助金1万3,000円の追加、特別支援教育就学奨励費補助金64万9,000円の減額及び学校保健特別対策事業費補助金697万5,000円の追加です。

3項委託費1目総務費委託金250万6,000円の減額は、参議院議員選挙費委託金の減額です。

16款道支出金2項道補助金3目衛生費道補助金につきましては、出産・子育て応援事

業費補助金7万4,000円の追加です。

4目農林水産業費道補助金37万2,000円の減額は、水利施設等保全高度化事業補助金26万4,000円の減額及び次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金10万8,000円の減額です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金につきましては、まちづくり振興資金など14件、2,394万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金1,740万円の減額は、寄附見込みにより、ふるさと納税寄附金を減額するものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、2億8,450万6,000円を減額、3目まちづくり振興基金繰入金につきましては、2,644万9,000円を減額、6目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、3,300万円を減額するものです。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、前年度繰越金5,801万1,000円の追加です。

21款諸収入5項雑入6目雑入15万5,000円の減額は、町民大学入場料の減額です。

22款町債1項町債につきましては、1目総務債1,210万円の減額、2目民生債2億1,690万円の減額、3目衛生債8,570万円の減額、4目農林水産業債600万円の減額、5目商工債80万円の追加、6目土木債1億250万円の追加、7目消防債3,090万円の減額、8目教育債10万円の減額、9目過疎地域持続的発展特別事業債3,160万円の追加、10目臨時財政対策債3,493万7,000円の減額、11目災害復旧債340万円の追加です。

なお、工事に関する概要につきましては、別添の赤番4、補正予算に関する資料により、担当から説明いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 続きまして、赤番4、令和4年度一般会計補正予算に関する資料、工事関係説明資料について御説明いたします。

表紙をめくり、1ページをお開きください。

白滝地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

あけぼの団地は、図面番号①の昭和51年度建設の簡易耐火構造平屋建1棟4戸を、老朽化が著しいことから解体するものです。

次に、2ページを御覧ください。

生田原地域の町営住宅建設工事の位置図でございます。

北区団地は、老朽化した町営住宅の現地での建て替えを行うもので、図面番号③の昭和50年度建設の簡易耐火構造平屋建2棟8戸を、老朽化が著しいことから解体し、図面番



号①、②の木造平屋建2棟4戸の整備を実施するものです。

3ページが平面図、4ページが立面図です。

次に、5ページをお開きください。

丸瀬布地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

やまなみ団地は、図面番号①で、用途廃止を予定している各団地の集約化を図るため、木造平屋建1棟2戸の整備を実施するものです。

6ページが配置図、7ページが平面図、8ページが立面図です。

これらの事業につきましては、交付金の追加に伴い、令和5年度に予定しておりました事業を令和4年度に前倒しし、6年度に繰り越して工事を実施するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 古賀住民生活課長。

○住民生活課長（古賀伸次君） 議案第13号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億1,433万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

4款道支出金につきましては、1項道補助金に74万4,000円を追加し、総額を15億1,375万7,000円とするものです。

6款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を57万9,000円減額し、総額を2億8,493万3,000円とするものです。

これにより、歳入合計21億1,417万3,000円に、16万5,000円を追加し、総額を21億1,433万8,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に16万5,000円を追加し、総額を5,109万3,000円とするものです。

これにより、歳出合計21億1,417万3,000円に、16万5,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億1,433万8,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、財源の振替です。

2目国民健康保険団体連合会負担金、国民健康保険団体連合会等負担金16万5,000円の追加につきましては、国保事業状況報告システムクラウド改修に伴ない追加するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金2節特別交付金74万4,000円の追加は、国保事業状況報告システムクラウド改修負担分及び新型コロナウイルスに係る保険税減免額財政支援分を追加するものです。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節その他一般会計繰入金57万9,000円の減額につきましては、歳入精査に伴い減額するものです。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第14号令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,105万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億4,493万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に523万7,000円を追加し、総額を5億5,540万円とするものです。

7款財産収入につきましては、1項財産運用収入に3,000円を追加し、総額を1万7,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金を10万3,000円減額、2項基金繰入金を2,546万2,000円減額し、総額を3億3,357万3,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に7,137万7,000円を追加し、総額を9,056万6,000円とするものです。

これにより、歳入合計21億9,388万円に5,105万2,000円を追加し、総額を22億4,493万2,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費に1,891万3,000円を追加、2項高額介護サービス等費に600万円を追加し、総額を20億1,921万7,0

00円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費に100万円を追加し、総額を1億4,014万1,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、1項基金積立金に2,513万9,000円を追加し、総額を2,515万3,000円とするものです。

これにより、歳出合計21億9,388万円に5,105万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の22億4,493万2,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、財源の振替です。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等給付費1,891万3,000円につきましては、実績見込精査に伴う追加でありまして、居宅介護等福祉用具購入費に800万円、居宅介護等住宅改修費に650万円、居宅介護サービス等計画給付費に441万3,000円をそれぞれ追加するものです。

2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費600万円につきましては、実績見込精査に伴う追加です。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目サービス事業費100万円につきましては、実績見込精査に伴う配食サービス事業委託料の追加です。

4款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金2,513万9,000円につきましては、介護給付準備基金積立金の追加です。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

4款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金10万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う減免措置に対する特別調整交付金の追加です。

3目保険者機能強化推進交付金280万2,000円につきましては、実績精査に伴う追加です。

4目介護保険保険者努力支援交付金233万2,000円につきましては、実績精査に伴う追加です。

7款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金3,000円につきましては、基金利子の追加です

8款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金10万3,000円の減額につきましては、実績精査に伴う減額です。

2項基金繰入金1目介護給付準備基金繰入金2,546万2,000円の減額につきましては、繰越金充当によるものです。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金7,137万7,000円につきましては、令和3年度

介護サービス等給付費の実績精査による前年度繰越金の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第15号令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,620万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,520万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、1項分担金を45万円減額し、総額を55万円とするものです。

2款使用料及び手数料につきましては、2項手数料を9,000円減額し、総額を342万6,000円とするものです。

3款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を246万6,000円減額し、総額を1,450万7,000円とするものです。

4款繰越金につきましては、1項繰越金に4万2,000円を追加し、総額を4万3,000円とするものです。

5款諸収入につきましては、1項雑入に87万7,000円を追加し、総額を187万7,000円とするものです。

6款町債につきましては、1項町債を2,420万円減額し、総額を3,480万円とするものです。

これによりまして、歳入合計8,140万9,000円から2,620万6,000円を減額し、総額を5,520万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、1項個別排水処理費を2,620万6,000円減額し、総額を4,848万5,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計8,140万9,000円から2,620万6,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の5,520万3,000円とするものです。

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

3ページを御覧願います。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業の執行精査により、限度額を5,90

0万円から3,480万円に変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款個別排水処理費1項個別排水処理費1目一般管理費、一般管理事業4万1,000円の減額につきましては、事業の執行精査により手数料を減額するものです。

2目個別排水処理施設整備費、個別排水処理施設整備事業2,616万5,000円の減額につきましては、事業の執行精査により、個別排水処理施設整備工事設計業務委託料及び個別排水処理施設整備工事をそれぞれ減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金1項分担金1目排水処理費分担金45万円の減額につきましては、個別排水受益者分担金の減額です。

2款使用料及び手数料2項手数料1目個別排水手数料9,000円の減額につきましては、個別排水検査手数料の減額です。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金246万6,000円の減額につきましては、一般会計繰入金の減額です。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金4万2,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

5款諸収入1項雑入1目雑入87万7,000円につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告に伴う雑入の追加です。

6款町債1項町債1目個別排水処理事業債2,420万円の減額につきましては、個別排水処理施設整備事業債の減額です。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号令和4年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第2条は、令和4年度遠軽町水道事業会計予算第4条本文括弧書き中、「2億5,956万4,000円」を「2億5,034万9,000円」に、「2億5,008万7,000円」を「2億4,171万2,000円」に、「947万7,000円」を「863万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債に450万円を追加、第3項工事負担金に360万4,000円を追加し、総額を1億5,766万6,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を111万1,000円減額し、総額を4億801万5,000円とするものです。

第3条は、予算第5条の表起債の限度額の欄中、「1億1,480万円」を「1億1,930万円」に改めるものです。

次の1ページは実施計画、2ページはキャッシュフロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお開き願います。

補正予算明細により御説明いたします。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節水道事業債450万円につきましては、事業執行精査による水道事業債の追加です。

3項工事負担金1目工事負担金2節配水管負担金360万4,000円は、事業の執行精査による道道丸瀬布上渚滑線導水管移設工事保障金及び生田原・安国水道管移設工事補償金の追加です。

次に、支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目拡張費23節工事請負費111万1,000円の減額につきましては、事業の執行精査による道道丸瀬布上渚滑線導水管移設工事の減額です。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第2条は、令和4年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款下水道事業収益第2項営業外収益を116万5,000円追加し、総額を9億9,663万7,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中、「3億9,372万5,000円」を「3億9,324万6,000円」に、「1,977万8,000円」を「1,929万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を1,080万円減額、第2項国庫補助金に58万3,000円を追加し、総額を5億2,544万4,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を1,069万6,000円減額し、総額を9億1,869万円とするものです。

第4条は、予算第6条の表起債の限度額の欄中、「2億5,110万円」を「2億4,030万円」に改めるものです。

第5条は、予算第10条に定めた利益剰余金の処分の規定を、繰越利益剰余金1億897万円及び当年度利益剰余金1,929万9,000円は、次のとおり処分するものとするとし、（1）減債積立金と改めるものです。

次の1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュフロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益2項営業外収益3目国庫補助金1節国庫補助金116万5,000円につきましては、公共下水道管渠調整業務委託ほか、事業の執行精査による社会資本整備総合交付金の追加です。

次に、7ページを御覧願います。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節下水道事業債1,080万円の減額につきましては、事業の執行精査による下水道事業債の減額です。

2項国庫補助金1目国庫補助金1節国庫補助金58万3,000円は、公共下水道管渠工事の執行精査による社会資本整備総合交付金の追加です。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠整備費23節工事請負費969万6,000円の減額につきましては、事業の執行精査による公共下水道管渠工事、南町ポンプ場自家発電設備更新工事の減額、27節補償金100万円の減額につきましては、事業の執行精査による支障物件移設補償金の減額です。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案6件の質疑を行います。

質疑は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第12号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款議会費、15ページ、16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 2款総務費、17ページから22ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款民生費、23ページから26ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 4款衛生費、27ページから30ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 6款農林水産業費、31ページから34ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7款商工費、35ページ、36ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8款土木費、37ページから46ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 9款消防費、47ページ、48ページ。

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 10款教育費、49ページから58ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 11款災害復旧費、59ページ、60ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 12款公債費、61ページ、62ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。  
2款地方譲与税、9ページ、10ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、9ページ、10ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 11款地方交付税、9ページ、10ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 13款分担金及び負担金、9ページ、10ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 15款国庫支出金、9ページ、10ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 16款道支出金、9ページ、10ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 18款寄附金、11ページ、12ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 19款繰入金、11ページ、12ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 20款繰越金、11ページ、12ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 21款諸収入、11ページ、12ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 22款町債、11ページから14ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 次に、第2表継続費補正、3ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 次に、第3表繰越明許費補正、4ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(杉本信一君) 次に、第4表地方債補正、5ページ。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページ、9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

4款道支出金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 6款繰入金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページ、9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 2款保険給付費、10ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 3款地域支援事業、14ページ、15ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 4款基金積立金、16ページ、17ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 7款財産収入、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 8款繰入金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 9款繰越金、6ページ、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款個別排水処理費、9ページ、10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

1款分担金及び負担金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 2款使用料及び手数料、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款繰入金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 4款繰越金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 5款諸収入、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 6款町債、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第2表地方債補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号令和4年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正

予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 資本的収入及び支出、7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第17号の質疑を終わります。

以上で、議案6件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案6件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第12号令和4年度遠軽町一般会計補正予算(第11号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和4年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

説明員入替えのため、15時15分まで休憩いたします。

午後 3時04分 休憩

---

午後 3時13分 再開

○議長(杉本信一君) 再開します。

---

#### ◎日程第21 議案第18号から日程第27 議案第24号

○議長(杉本信一君) 日程第21 議案第18号令和5年度遠軽町一般会計予算、日程第22 議案第19号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第23 議案第20号令和5年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第24 議案第21号令和5年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第25 議案第22号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第26 議案第23号令和5年度遠軽町水道事業会計予算、日程第27 議案第24号令和5年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長(今井昌幸君) 議案第18号令和5年度遠軽町一般会計予算について説明いたします。

令和5年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億1,900万円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により説明いたします。

債務負担行為は、「第2表 債務負担行為」により説明いたします。

地方債は、「第3表 地方債」により説明いたします。

一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による借入れの最高額を25億円とするものです。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の1、歳入から説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税10億1,106万8,000円、2項固定資産税8億92万6,000円、3項軽自動車税5,706万6,000円、4項たばこ税1億5,561万円、5項入湯税225万9,000円、6項都市計画税9,433万6,000円を合わせ、総額を21億2,126万5,000円とするものです。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税4,000万円、2項自動車重量譲与税1億2,000万円、3項森林環境譲与税6,300万円を合わせ、総額を2億2,300万円とするものです。

3款利子割交付金につきましては、60万円とするものです。1項同額です。

4款配当割交付金につきましては、950万円とするものです。1項同額です。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、480万円とするものです。1項同額です。

6款法人事業税交付金につきましては、3,100万円とするものです。1項同額です。

7款地方消費税交付金につきましては、5億2,000万円とするものです。1項同額です。

8款環境性能割交付金につきましては、1,020万円とするものです。1項同額です。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、400万円とするものです。1項同額です。

10款地方特例交付金につきましては、920万円とするものです。1項同額です。

11款地方交付税につきましては、71億5,000万円とするものです。1項同額です。

12款交通安全対策特別交付金につきましては、200万円とするものです。1項同額です。

13款分担金及び負担金につきましては、1項分担金101万2,000円、2項負担金7,642万2,000円を合わせ、総額を7,743万4,000円とするものです。

14款使用料及び手数料につきましては、1項使用料3億4,527万8,000円、2項手数料4,695万1,000円を合わせ、総額を3億9,222万9,000円とするものです。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金6億898万9,000円、2項国庫補助金8億610万5,000円、3項委託金382万8,000円を合わせ、総額を14億1,892万2,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、1項道負担金4億2,568万3,000円、2項道補助金2億185万6,000円、3項委託金5,383万8,000円を合わせ、総額を6

億8,137万7,000円とするものです。

17款財産収入につきましては、1項財産運用収入6,540万円、2項財産売払収入6,215万2,000円を合わせ、総額を1億2,755万2,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、9,370万2,000円とするものです。1項同額です。

19款繰入金につきましては、12億9,792万円とするものです。1項同額です。

20款繰越金につきましては、2億円とするものです。1項同額です。

21款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2項町預金利子7万円、3項貸付金元利収入1,732万8,000円、4項受託事業収入1,172万7,000円、5項雑入2億4,547万2,000円を合わせ、総額を2億7,519万9,000円とするものです。

22款町債につきましては、28億6,910万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳入合計を175億1,900万円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

3ページを御覧ください。

1款議会費につきましては、8,647万5,000円とするものです。1項同額です。

2款総務費につきましては、1項総務管理費36億6,589万7,000円、2項徴税費3,398万5,000円、3項戸籍住民基本台帳費1,022万3,000円、4項選挙費1,991万1,000円、5項統計調査費114万2,000円、6項監査委員費193万9,000円を合わせ、総額を37億3,309万7,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費25億8,112万5,000円、2項児童福祉費9億8,337万9,000円を合わせ、総額を35億6,450万4,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費6億7,141万7,000円、2項清掃費16億4,235万円を合わせ、総額を23億1,376万7,000円とするものです。

5款労働費につきましては、2,302万9,000円とするものです。1項同額です。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費2億6,601万4,000円、2項林業費2億7,821万1,000円を合わせ、総額を5億4,422万5,000円とするものです。

7款商工費につきましては、5億6,912万9,000円とするものです。1項同額です。

8款土木費につきましては、1項土木管理費636万2,000円、2項道路橋梁費1億1,055万円、3項河川費2,165万2,000円、4項都市計画費5,947万6,000円、5項下水道費4億5,233万8,000円、6項住宅費1億5,332万3,000円を合わせ、総額を18億370万1,000円とするものです。

9款消防費につきましては、6億3,241万6,000円とするものです。1項同額で

す。

10款教育費につきましては、1項教育総務費1億8,426万2,000円、2項小学校費4億3,331万8,000円、3項中学校費1億5,401万9,000円、4項学校給食費2億1,166万1,000円、5項社会教育費3億5,099万3,000円、6項保健体育費2億4,000万4,000円を合わせ、総額を15億7,425万7,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

12款公債費につきましては、26億5,440万円とするものです。1項同額です。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を175億1,900万円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、第2表、債務負担行為について説明いたします。

5ページを御覧ください。

債務負担行為につきましては、令和5年度新規就農者農地賃借料助成金について、期間を令和5年度から令和9年度まで、限度額を320万円とするものです。

次に、第3表、地方債について説明いたします。

6ページを御覧ください。

地方債につきましては、新庁舎整備事業から臨時財政対策債まで、限度額の総額を28億6,910万円とし、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ記載のとおりとするものです。

主要な工事の概要につきましては、赤番8、工事関係説明資料により担当から説明いたします。その他の事業につきましては、赤番7、予算概要説明書を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 古賀住民生活課長。

○住民生活課長（古賀伸次君） 赤番8、1ページを御覧ください。

生活安全灯管理事業、遠軽地域生活安全灯改修工事について御説明いたします。

東町1丁目から3丁目までの東1線の生活安全灯23基、23灯を水銀灯からLED灯に改修、制御盤2基を改修するものです。

続きまして、2ページを御覧ください。

丸瀬布地域生活安全灯改修工事について御説明いたします。

丸瀬布中町、東町の国道333号の生活安全灯21基、42灯を水銀灯からLED灯に改修するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） 続きまして、3ページを御覧ください。

地域拠点施設整備事業の位置図であります。判例の番号①から⑦までの事業について、配置図より説明いたします。

4ページを御覧ください。

岩見通歩道工事につきましては、南2丁目の延長165メートルについて、歩道改修工、舗装工を行うものであります。

続きまして、5ページを御覧ください。

公共駐車場整備工事のうち、福祉センター跡地分については、令和4年度からの継続費により、福祉センターの解体工事を行うものであります。

続きまして、6ページを御覧ください。

公共駐車場整備工事のうち、高齢者センター跡地分については、高齢者センターの解体工事を行うものであります。

次に、7ページを御覧ください。

子ども広場整備工事は、令和4年度からの継続費により、旧ふぁーらいとを改修し、室内遊戯施設として整備するものであり、令和5年度中にオープンを予定しております。

次に、8ページを御覧ください。

まちなかイルミネーション整備工事のうち、岩見通南2丁目分になります、電気設備工事及び投光器の設置10基を行うものであります。

次に、9ページを御覧ください。

まちなかイルミネーション整備工事のうち、図書館ポケットパーク分は、電気設備工及び投光器の設置5基を行うものであります。

次に、10ページを御覧ください。

遠軽町図書館改修工事につきましては、建物の一部改修として、幼児コーナー、自習室、事務室、視聴覚室、トイレの改修を行うほか、空調設備工、電気設備工及び駐車場の拡張を行うものであります。

以上で、地域拠点施設整備事業に係る説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 小野寺白滝総合支所参事。

○白滝総合支所参事（小野寺悟君） 続きまして、白滝支湧別地区営農飲雑用水整備工事について御説明いたします。

資料11ページを御覧ください。

本工事の位置図でございます。本工事は、白滝支湧別地区の水道未普及区域解消を目的とする水道管布設工事でございます。工事の実施予定期間につきましては、令和5年度、6年度の2か年を予定しています。令和5年度の工事予定延長につきましては、全計画延長1,440メートルのうち、資料①に示します670メートルを予定しています。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 倉内丸瀬布総合支所参事。

○丸瀬布総合支所参事（倉内健一君） 続きまして、丸瀬布総合支所所管に係る工事について御説明申し上げます。

12ページをお開き願います。



源泉施設管理事業の位置図でございます。番号①の丸瀬布源泉揚湯水中ポンプ更新工事は、丸瀬布1号源泉及び丸瀬布2号源泉の源泉井戸から温泉水を汲み上げるポンプの更新工事となります。両源泉とも、おおむね5年ごとにポンプの更新を行っているものです。

番号②の丸瀬布源泉貯湯槽塩素滅菌装置設置工事については、丸瀬布1号源泉に1基、丸瀬布2号源泉に2基設置されている源泉の貯蔵タンクにレジオネラ菌などの対策として、新たに塩素による滅菌装置をそれぞれ設置するものです。

続きまして、13ページをお開き願います。

いこいの森管理事業、いこいの森キャンプ場環境整備工事に係る位置図でございます。令和4年度におきまして、いこいの森キャンプ場環境整備工事といたしまして、キャンプ場内にある老木、危険樹木の伐採及び芯止めを実施したところですが、これに対し、令和5年度においては、第2フリーサイトに新たに植樹を行うものです。樹種はイタヤカエデ、カツラ、キタコブシとし、合計で50本植栽する予定です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 続きまして、建設課所管に係る工事概要について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

遠軽地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号①の瀬戸瀬湯の里間道路瀬戸瀬跨道橋は、高規格道路に掛かる橋長39.2メートル、幅員6.5メートルのPC橋で、2013年に架設され、経過年10年の橋梁です。現況は地福が剥離し、鉄筋が露出しており、橋の下を通過する車に危険が生じる恐れがあることから、主桁等の断面修復、剥離防止とクラック補修等を実施するものです。

次に、15ページをお開きください。

図面番号①の野上通野上橋は、湧別川に掛かる橋長195.9メートル、幅員7.5メートルのPC橋で、1972年に架設され、経過年51年の橋梁です。伸縮装置の漏水、橋脚の洗掘などが著しいことから、主桁の断面修復、伸縮装置取替、橋脚洗掘対策等を実施するものです。

次に、図面番号②の清川42号道路第2号橋は、清川に掛かる橋長4.6メートル、幅員3.3メートルの鋼橋で、1976年に架設され、経過年47年の橋梁です。下部工橋台部に断裂及び傾斜が見られ、主桁の腐食などが著しいことから、鏡台の再構築が必要であり、大規模修繕より新規更新のほうが有利となることから、延長4.6メートル、幅員4.5メートルのボックスカルバートによる架け替えを実施するものです。

次に16ページを御覧ください。

丸瀬布地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号①の南丸川向第1号線南丸跨道橋は、高規格道路に掛かる橋長20.5メートル、幅員5.0メートルのPC橋で、2006年に架設され、経過年17年の橋梁です。

現況は、地福が剥離し、鉄筋が露出しており、橋の下を通過する車に危険が生じる恐れがあることから、主桁等の断面修復、剥離防止とクラック補修等を実施するものです。

次に、図面番号②の南丸瀬布線共栄橋は、湧別川に掛かる橋長26.6メートル、幅員4.0メートルの鋼橋で、1979年に架設され、経過年44年の橋梁です。現況は、河川洗掘が進み、ウイングと地山間の土砂の流出が著しく、また、床版下部にひび割れなどがあり、道路橋の機能に支障が生じる可能性があることから、上部及び下部工の断面修復、橋面防水、橋台保護工などを実施するものです。

次に、17ページをお開きください。

白滝地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号①のテレビ中継所線見晴台跨道橋は、高規格道路に掛かる橋長85.8メートル、幅員5.0メートルのPC橋で、2001年に架設され、経過年22年の橋梁です。現況は、地福が剥離し、鉄筋が露出しており、橋の下を通過する車に危険が生じる恐れがあることから、主桁等の断面修復、剥離防止とクラック補修等を実施するものです。

次に、18ページを御覧ください。

遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の南町4丁目1号通は、令和2年度からの継続事業で、現況は未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できない状況であることから、延長120メートル、幅員5.5メートルの改良舗装を実施するものです。

次に、図面番号②の宮前1条通は、令和4年度からの継続事業で、現況は未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できない状況であることから、延長198メートル、幅員5.5メートルの改良舗装を実施するものです。

次に、19ページをお開きください。

生田原地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の安国源線ですが、現況は未改良道路であり、歩道がなく危険な状況であること、及び遠軽北見道路の整備に伴う国道242号の移設工事に合わせ、町道安国源線の拡幅延長及び歩道新設を行い、移設する国道242号に接続することを目的とし、令和5年度については、町道安国学園線交差点から踏み切りまで、延長21メートル、幅員7.5メートルの改良舗装を実施するものです。

次に、20ページを御覧ください。

遠軽地域の河川管理事業の位置図でございます。

図面番号①の丸大川ですが、太陽の丘えんがる公園内の通称ひょうたん池と呼ばれるところです。現況は、大雨時に丸大川上流部の河床から流れる土砂の堆積が著しいことからしゅんせつを実施するものです。

次に、21ページをお開きください。

生田原地域の定住促進住宅管理事業の位置図でございます。

図面番号①の伊吹高原団地は、公共下水道の整備がない生田原地域の木造平屋建て6棟

1 6 戸に水洗化改修を実施するものです。

2 2 ページの配置図を御覧ください。

配置図右上になりますが、団地内の木造平屋建て 1 棟 4 戸の解体後に浄化槽を設置するものです。

次に 2 3 ページをお開きください。

遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の末広団地は、老朽化した町営住宅の長寿命化改修工事を行うもので、平成 2 年度の建設の簡易耐火構造 2 階建て 1 棟 8 戸の改修で、外壁及び屋根の塗装、換気フードなどの外部改修を実施するものです。

次に、2 4 ページを御覧ください。

白滝地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の中央団地は、老朽化した町営住宅の長寿命化工事を実施するもので、平成 1 0 年度及び平成 1 1 年度建設の木造平屋建て 2 棟 8 戸について、老朽化が著しい木製外壁仕上げ材を耐候性の高いものに張り替え、その他の外壁及び屋根についても塗装し、換気フード補修などの外部改修を実施するものです。

次に、2 5 ページをお開きください。

生田原地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の北区団地は、遠軽町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき整備を行うもので、補正予算に関する資料でも御説明しました令和 4 年度の繰越事業で行う木造平屋建て 2 棟 4 戸の整備に合わせ、外構工事の整備を実施するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） 続きまして、2 7 ページを御覧願います。

小学校の建設事業に係る位置図でございます。

次のページ、2 8 ページを御覧願います。

東小学校長寿命化改修工事について説明いたします。

2 8 ページから 3 0 ページまでが、東小学校の 1 階から 3 階までの平面図でございます。令和 4 年度から令和 6 年度の 3 か年のうち、令和 5 年度の工事につきましては、2 8 ページの中央付近に波線で囲っている部分となりますが、建築主体として、校舎棟外壁の改修、屋上防水工事、全教室網戸新設、1 階から 3 階の特別教室壁・天井の内部改修、給食室床及び煙突改修、保健室シャワーユニット新設、機械設備といたしまして、1 階から 3 階の F F ストープの改修、職員室集中制御盤改修、食品庫給湯器新設、給湯室ボイラー撤去、電気設備といたしまして、1 階から 3 階の照明器具の L E D 化、同じく 1 階から 3 階の普通教室コンセント増設、外灯撤去、投光器新設、火災報知設備の改修を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 水野社会教育課長。

○社会教育課長（水野 徹君） 続きまして、31ページを御覧願います。

この位置図につきましては、現在の瀬戸瀬地域公民館機能を移転するため、廃校となった旧瀬戸瀬小学校給食棟の用途変更に係る改修工事のものとなります。

次のページを御覧願います。

32ページにつきましては、旧校舎体育館部分の解体及び給食棟の改修を記載した平面図となり、33ページについては、その改修内容を記した平面図となります。

外部工事としまして、旧校舎体育館部分の解体後、アスファルトコンクリートによる駐車場及び玄関出入口部分にスロープを新設する内容となっております。

給食棟の内部工事につきましては、玄関部分の新設、多目的トイレの新設、洗面所の新設等を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 古賀住民生活課長。

○住民生活課長（古賀伸次君） 議案第19号令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

令和5年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,847万6,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明をいたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明をいたします。

1款国民健康保険税につきましては、2億9,528万4,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、9万円とするものです。1項同額です。

3款道支出金につきましては、15億4,555万円とするものです。1項同額です。

4款財産収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款繰入金につきましては、3億723万9,000円とするものです。1項同額です。

6款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

7款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料30万4,000円、2項受託事業収入1,000円、3項雑入6,000円を合わせ、総額を31万1,000円とするものです。

これにより、歳入合計を21億4,847万6,000円とするものです。

次に、歳出について御説明をいたします。

次のページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費 3,607 万 8,000 円、2 項徴税费 172 万円、3 項運営協議会費 26 万 6,000 円、4 項特別対策事業費 1,405 万 6,000 円を合わせ、総額を 5,212 万円とするものです。

2 款保険給付費につきましては、15 億 1,031 万 2,000 円とするものです。1 項同額です。

3 款国民健康保険事業費納付金につきましては、1 項医療給付費分 4 億 712 万円、2 項後期高齢者支援金等分 1 億 1,822 万 8,000 円、3 項介護納付金等分 3,346 万円を合わせ、総額を 5 億 5,880 万 8,000 円とするものです。

4 款財政安定化基金拠出金につきましては、2,000 円とするものです。1 項同額です。

5 款保健事業費につきましては、1 項保健事業費 335 万 5,000 円、2 項特定健康診査等事業費 2,121 万円を合わせ、総額を 2,456 万 5,000 円とするものです。

6 款公債費につきましては、2 万 5,000 円とするものです。1 項同額です。

7 款諸支出金につきましては、254 万 4,000 円とするものです。1 項同額です。

8 款予備費につきましては、10 万円とするものです。1 項同額です。

これにより、歳出合計を 21 億 4,847 万 6,000 円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、予算の詳細につきましては、赤番 7、予算概要説明書、296 ページを御参照願います。

以上で、議案第 19 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 20 号令和 5 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

令和 5 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7,558 万 3,000 円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」により御説明をいたします。

1 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算の 1、歳入から御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、2 億 6,311 万 3,000 円とするものです。1 項同額です。

2 款使用料及び手数料につきましては、9,000 円とするものです。1 項同額です。

3 款広域連合交付金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

4 款繰入金につきましては、1 億 1,245 万 3,000 円とするものです。1 項同額です。

5 款繰越金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

6款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金2,000円、3項雑入2,000円を合わせ、総額を6,000円とするものです。

これにより、歳入合計を3億7,558万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明をいたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費175万9,000円、2項徴収費23万7,000円を合わせ、総額を199万6,000円とするものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3億7,316万2,000円とするものです。1項同額です。

3款諸支出金につきましては、32万5,000円とするものです。1項同額です。

4款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を3億7,558万3,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、予算の詳細につきましては、赤番7、予算概要説明書、299ページを御参照願います。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第21号令和5年度遠軽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

令和5年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,205万8,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用とするものです。

次のページをお開き願います。

予算書の1ページ、第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、3億7,685万6,000円とするものです。1項同額です。

2款分担金及び負担金につきましては、867万3,000円とするものです。1項同額です。

3款使用料及び手数料につきましては、409万5,000円とするものです。1項同額です。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金3億5,531万3,000円、2項国庫補助金2億338万9,000円を合わせ、総額を5億5,870万2,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、5億5,690万1,000円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金2億9,642万3,000円、2項道補助金1,704万7,000円を合わせ、総額を3億1,347万円とするものです。

7款財産収入につきましては、1万7,000円とするものです。1項同額です。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金3億3,673万2,000円、2項基金繰入金1,660万7,000円を合わせ、総額を3億5,333万9,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項雑入3,000円を合わせ、総額を4,000円とするものです。

これにより、歳入合計を21億7,205万8,000円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費1,413万円、2項徴収費68万8,000円、3項介護認定諸費2,597万9,000円を合わせ、総額を4,079万7,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費18億9,073万円、2項高額介護サービス等費4,679万6,000円、3項高額医療合算介護サービス等費622万円、4項特定入所者介護サービス等費6,000万円、5項その他諸費160万2,000円を合わせ、総額を20億534万8,000円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費5,536万4,000円、2項一般介護予防事業費921万5,000円、3項包括的支援・任意事業費6,039万4,000円、4項その他諸費20万円を合わせ、総額を1億2,517万3,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、1万7,000円とするものです。1項同額です。

5款公債費につきましては、1万3,000円とするものです。1項同額です。

6款諸支出金につきましては、61万円とするものです。1項同額です。

7款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を21億7,205万8,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、事業の内容につきましては、赤番7、令和5年度遠軽町予算に関する資料予算概要説明書、300ページを御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第22号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算について御説明いたします。

令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,477万6,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第2表地方債」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、50万円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料367万6,000円、2項手数料1万1,000円、総額を368万7,000円とするものです。

3款繰入金につきましては、2,508万8,000円とするものです。1項同額です。

4款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款諸収入につきましては、100万円とするものです。1項同額です。

6款町債につきましては、3,450万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計を6,477万6,000円とするものです。

次に、歳出について御説明をいたします。

2ページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、5,675万3,000円とするものです。1項同額です。

2款公債費につきましては、797万3,000円とするものです。1項同額です。

3款予備費につきましては、5万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を6,477万6,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、3ページの第2表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、個別排水処理施設整備事業の限度額を3,450万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

なお、予算の詳細につきましては、赤番7、令和5年度遠軽町予算に関する資料予算概要説明書、302ページを御参照願います。



以上で議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号令和5年度遠軽町水道事業会計予算について御説明いたします。

赤番6、遠軽町企業会計予算書の1ページをお開き願います。

令和5年度遠軽町水道事業会計予算の第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数を8,978戸、年間給水量を165万2,460立方メートル、1日平均給水量を4,527立方メートル、主要な建設改良工事を水道管布設替工事及び生田原浄水設備整備工事とするものです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款水道事業収益は第1項営業収益4億9,418万8,000円、第2項営業外収益1億5,239万7,000円を合わせ、総額を6億4,658万5,000円とするものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用は、第1項営業費用6億5,891万5,000円、第2項営業外費用1,857万1,000円、第3項予備費200万円を合わせ、総額を6億7,948万6,000円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款資本的収入は、第1項企業債3億3,490万円、第2項国庫補助金3,300万円、第3項他会計補助金4,818万6,000円、第4項工事負担金3,615万円、第5項分担金10万円を合わせ、総額を4億5,233万6,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出は、第1項建設改良費5億3,136万5,000円、第2項企業債償還金1億7,995万4,000円、第3項他会計貸付金3,500万円を合わせ、総額を7億4,631万9,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億9,398万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金ほか記載の財源で補填するものです。

次のページをお開き願います。

第5条、企業債につきましては、上水道整備事業の限度額を3億3,490万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

第6条、一時借入金につきましては、3億円を限度額と定めるものです。

第7条から第9条まで、議会の議決を得なければ流用することができない経費、他会計からの補助金、棚卸し資産の購入、限度額に関してそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番8、令和5年度遠軽町予算に関する資料の工事関係説明資料の34ページをお開き願います。

水道事業の工事位置図です。

①清川浄水場沈殿水濁度計更新工事は、平成10年度に設置した表面散乱式濁度計器を更新するものです。

②清川浄水場混和池急速攪拌機更新工事は、平成10年度に設置した凝集剤急速攪拌機1台を更新するものです。

③野上橋送水管布設替工事は、橋梁長寿命化工事に併せ、野上橋の橋梁添架送水管を231メートル布設替えするもので、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、事業を進めるものです。

④国道242号水道管移設工事は、下水道工事に併せ、配水管を10メートル移設するもので、下水道事業の負担金により事業を進めるものです。

⑤南町4丁目1号通水道管布設替工事は、道路改良工事に併せ、配水管を120メートル布設替えするものです。

⑥岩見通水道管布設替工事は、地域拠点施設整備事業により行われる岩見通の歩道整備工事に先行し、配水管を160メートル布設替えするものです。

⑦南3丁目通給水管移設工事は、下水道工事に合わせ支障となる給水管の仮設給水を7件行うもので、下水道事業の負担金により事業を進めるものです。

⑧宮前1条通水道管布設替工事は、道路改良工事に併せ、配水管を190メートル布設替えするものです。

⑨学田排水地水位計更新工事は、昭和60年度に設置した2号排水池の投込み式水位計1台を更新するものです。

⑩富岡排水池送水ポンプ更新工事は、昭和62年度に設置した口径50ミリの水中渦巻ポンプ2台を更新するものです。

次に、35ページをお開き願います。

①で説明した沈殿水濁度計器更新工事及び②で説明した混和池急速攪拌機更新工事の施行箇所です。それぞれ丸で囲った箇所にある設備を更新します。

次に、36ページをお開き願います。

生田原地域の工事箇所図です。

①生田原水穂水道管移設工事その1は、平成28年度に桜岡水道利用組合より引き継いだ水道管使用対策地において、地権者の補助整備に伴い支障となる配水管を690メートル移設するものです。

②生田原水穂水道管移設工事その2は、道営農業農村整備事業の農業用排水路整備に伴い、支障となる配水管を40メートル移設するもので、北海道の補償により事業を進めるものです。

③生田原安国水道管仮設工事は、遠軽北見道路生田原工事に伴い、支障となる配水管を73メートル仮設するもので、北海道開発局の補償により事業を進めるものです。

次に、37ページを御覧願います。

生田原浄水設備整備工事は、生田原地区の安定給水を目的として、旧水源を利用した1日当たり浄水能力460立方メートルの浄水設備を電気、配管、計装設備と併せ整備するものです。

38ページには施設の配置図を表しております。旧浄水場の建物に増築する形で浄水設備を設置することになります。

なお、予算の詳細につきましては、赤番7、令和5年度遠軽町予算に関する資料予算概要説明書303ページと304ページを御参照願います。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号令和5年度遠軽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

赤番6、遠軽町企業会計予算書の25ページをお開き願います。

令和5年度遠軽町下水道事業会計予算の第2条、業務の予定量につきましては、排水戸数を6,874戸、年間有収水量を129万3,456立方メートル、1日平均有収水量を3,544立方メートル、主要な建設改良工事を公共下水道管渠工事とするものです。

第3条、収益的収入及び支出につきましては、第1款下水道事業収益は第1項営業収益3億7,463万8,000円、第2項営業外収益6億3,979万6,000円を合わせ、総額を10億1,443万4,000円とするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用9億7,508万2,000円、第2項営業外費用5,678万3,000円、第3項予備費200万円を合わせ、総額を10億3,386万5,000円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款資本的収入は第1項企業債1億5,320万円、第2項国庫補助金5,925万円、第3項他会計補助金4,001万8,000円、第4項他会計繰入金3,500万円、第5項分担金及び負担金628万2,000円を合わせ、総額を2億9,375万円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出は、第1項建設改良費1億5,571万4,000円、第2項企業債償還金4億562万5,000円を合わせ、総額を5億6,133万9,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億6,758万9,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金ほか記載の財源で補填するものです。

第5条、債務負担行為につきましては、26ページを御覧願います。

令和5年度融資分の水洗化等工事資金利子補給の期間を令和5年度から令和10年までとし、限度額を借入期間中における融資残高に対する利子相当額とするものです。

第6条、企業債につきましては、公共下水道整備事業の限度額を7,380万円、資本費平準化債の限度額を7,940万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

第7条、一時借入金につきましては、4億円を限度額と定めるものです。

第8条から第11条までは、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を得なければ流用することができない経費、他会計からの補助金、利益剰余金の処分に関して、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、主要な事業について御説明いたします。

赤番 8、令和 5 年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の 39 ページをお開き願います。

下水道事業の工事位置図です。

①豊里 4 2 号道路公共下水道工事は、令和 4 年度に実施した公共下水道工事に伴うもので、車道部の舗装 894 平方メートルを復旧するものです。

②国道 242 号（寿町）公共下水道工事は、未普及解消を進める管渠整備で、汚水管を 63 メートル布設するものです。

③南 3 丁目通公共下水道工事は、未普及解消と浸水対策を進める管渠整備で、汚水管を 70 メートル、雨水管を 70 メートル、それぞれ布設するものです。

④国道 242 号（学田 2 丁目）公共下水道工事は、学田地域の浸水対策を進める管渠整備で、雨水管を 130 メートル布設するものです。

なお、予算の詳細につきましては、赤番 7、令和 5 年度遠軽町予算に関する資料予算概要説明書、305 ページと 306 ページを御参照願います。

以上で、議案第 24 号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

---

#### ◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

令和 5 年度各会計予算 7 件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 11 分 休憩

---

午後 4 時 39 分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に阿部議員、副委員長に山本議員が選出されましたので、御報告いたします。

お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。  
したがって、本日は、これをもって延会することに決定しました。

---

◎延会宣告

○議長（杉本信一君） 本日は、これをもって延会します。

午後 4時39分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	松本信一
署名	議員	佐藤 亨
署名	議員	山谷 敬二